

香川県生活環境の保全に関する条例に基づく
地球温暖化対策計画・報告・公表制度
の手引き

令和7年3月

香 川 県

目 次

第1章 地球温暖化対策計画・報告・公表制度の概要	2
1 背景	2
2 制度の概略	2
3 条例規則及び指針等改正の概略	2
4 計画書及び報告書の作成等の義務のある事業者	3
5 温室効果ガスの種類	3
6 事業活動の範囲	4
7 計画作成の手順	5
8 計画書及び報告書の提出期限	6
9 計画書及び報告書の公表	7
第2章 原油換算エネルギー使用量の算定方式	8
第3章 温室効果ガス排出量の算定	11
1 温室効果ガス排出量の算定期間	11
2 温室効果ガス排出量の算定方法	11
第4章 温室効果ガスの排出の抑制等の措置の内容	15
1 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置	15
2 その他の温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置	16
第5章 地球温暖化対策計画書の作成	17
1 事業者の主たる業種	17
2 計画期間	17
3 温室効果ガスの排出の抑制等に関する目標（指針様式1に記入）	17
4 温室効果ガスの排出の抑制等に関する事項（指針様式1に記入）	18
5 計画の公表の方法等	18
6 計画の変更	19
第6章 地球温暖化対策実施状況報告書の作成	20
1 事業者の主たる業種	20
2 地球温暖化対策計画に記載した事項の実施状況（指針様式2に記入）	20
3 実施状況の公表の方法等	21
第7章 計画書及び報告書の提出方法等	22
1 提出する書類	22
2 提出の取扱い	22
3 提出方法	24
4 問い合わせ先	25
第8章 地球温暖化対策計画書の記入要領	26
第9章 地球温暖化対策実施状況報告書の記入要領	36
第10章 参考資料	41

本手引きで使用する用語の略称

条例	香川県生活環境の保全に関する条例（昭和46年香川県条例第1号）
規則	香川県生活環境の保全に関する条例施行規則（昭和46年香川県規則第42号）
指針	地球温暖化対策指針
計画書	地球温暖化対策計画書
報告書	地球温暖化対策実施状況報告書
特定事業者	計画書の作成等の義務のある事業者（規則第64条第1号及び第2号に定める事業者）

温対法	地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
温対法施行令	地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）
省エネ法	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）

第1章 地球温暖化対策計画・報告・公表制度の概要

1 背景

本県では、地球温暖化対策を地域レベルで推進するため、温対法に基づく地域の実行計画として、香川県地球温暖化対策推進計画を平成18年3月に策定しました。この推進計画では、国の京都議定書目標達成計画を勘案し、平成22年度（2010年度）に県内から排出される温室効果ガスの量を、平成15年度（2003年度）に排出された量よりも6%削減することを目標とするとともに、この目標を達成するために一定の規制や義務づけを検討することとしていました。その検討の結果、平成20年3月に「香川県公害防止条例」を改正して「香川県生活環境の保全に関する条例」とし、その第3章に地球温暖化対策を盛り込み、地球温暖化対策計画・報告・公表制度を制定しました。

2 制度の概略

条例第93条で、事業者に対し、その事業活動に伴い排出される温室効果ガスの抑制等のための措置を自主的かつ積極的に講ずるよう努力義務を課しています。

また、条例第94条で、事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする事業者を対象に、地球温暖化対策計画書や地球温暖化対策実施状況報告書の作成、提出及び公表（以下「作成等」という。）を義務づけています。

県では、提出された計画書や報告書の概要の公表などにより、地球温暖化対策の推進を図っていきます。

3 条例規則及び指針等改正の概略

（1）令和6年度の手引き改正の概略

令和6年度の温対法施行令等の改正により、本手引きを改正しました（令和7年3月施行）。

改正のポイントは次のとおりです。

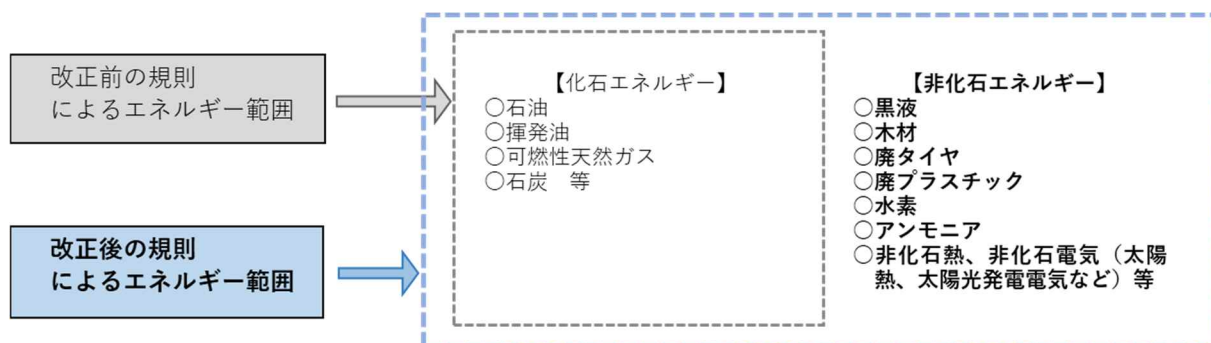
- 電気事業者が供給した電気及び熱供給業者が供給した熱の場合に環境大臣及び経済産業大臣が公表する排出係数を、「基礎排出係数（非化石電源調整済）」とする。

（2）令和5年度の条例規則改正及び指針改正の概略

令和4年度の省エネ法の改正により、非化石エネルギーも含めたすべてのエネルギーの使用の合理化が求められることになったことに伴い、条例第94条に基づく事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする事業者の対象範囲を拡大するため、規則の一部を改正しました（令和6年4月1日施行）。

改正のポイントは次のとおりです。

- 非化石エネルギーを含むすべてのエネルギーが対象



また、省エネ法の改正に合わせて、令和５年度に温対法施行令や「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成 18 年経済産業省・環境省令第 3 号）」等が改正されたことを受け、指針の一部を改正しました（令和 6 年 4 月 1 日施行）。これにより、指針に基づく様式 1、様式 2、別表 1、別表 2、別表 3、別表 4、別表 5 の内容が一部変更し、別表 2 に代わる別表 6 が新たに設けられています。

改正のポイントは次のとおりです。

- エネルギーごとの発熱量・二酸化炭素排出係数の見直し
- 地球温暖化係数の変更
- 廃棄物及び廃棄物を原材料とする燃料がエネルギー起源二酸化炭素（CO₂）に位置付け
- 都市ガス及び熱の使用に伴う二酸化炭素排出量の算定にあたり、電気と同様、国が公表する事業者ごとの排出係数を用いて算出

4 計画書及び報告書の作成等の義務のある事業者

計画書及び報告書の作成等の義務のある事業者は、以下のとおりです。なお、計画書及び報告書の提出時期については、「8 計画書及び報告書の提出期限」を参考としてください。

（１）計画書の作成等の義務のある事業者（＝特定事業者）

規則第64条で定める次の事業者が該当します。

- ① 前年度の原油換算エネルギー使用量合計が1,500キロリットル以上である県内の事業所を設置している事業者（国及び地方公共団体を除く。）

※原油換算エネルギー使用量の算定方法は第 2 章を参照

※年間の原油換算エネルギー使用量合計が1,500キロリットル以上である事業所は、省エネ法の第一種エネルギー管理指定工場等又は第二種エネルギー管理指定工場等に該当します。

※令和 6 年 4 月 1 日からは、非化石エネルギーを含むすべてのエネルギーが対象

- ② 県内に路線を有する鉄道事業者で、鉄道事業用の車両を前年度末の時点で50両以上有しているもの

※合計50台以上の自動車（軽自動車等を除く）を使用している事業者は、条例第106条の規定により、自動車排出ガスの抑制方針や低公害車の導入予定など、事業者の自主的な取り組みについて定める「自動車排出ガス対策計画」の作成等が義務付けられています。詳しくは香川県ホームページを参考にしてください。

URL：<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kankyokanri/kankyo-hozen/taikiseikatu/kisei/jidosya.html>

（２）報告書の作成等の義務のある事業者

計画書を提出した事業者が該当します。

※ 3 年間の計画期間中に特定事業者に該当しなくなった場合でも、報告書の作成等の必要があります。

5 温室効果ガスの種類

計画書及び報告書の作成等を行う温室効果ガスの種類は、以下のとおりです。

- （１） 二酸化炭素（CO₂）
- （２） メタン（CH₄）

- (3) 一酸化二窒素 (N_2O)
- (4) ハイドロフルオロカーボン類 (HFC) (※)
- (5) パーフルオロカーボン類 (PFC) (※)
- (6) 六ふっ化硫黄 (SF_6)
- (7) 三ふっ化窒素 (NF_3)

※指針別表4に規定するもののみ

6 事業活動の範囲

温室効果ガスの排出を把握する事業活動の範囲は次のとおりです。

(1) 前年度の原油換算エネルギー使用量合計が1,500キロリットル以上である県内の事業所を設置している事業者（国及び地方公共団体を除く。）

① 県内の事業所における事業活動

県内に所在するすべての事業所におけるエネルギーの使用、温対法施行令別表第7から別表第13までの中欄に掲げる事業活動が該当します。令和5年度の温対法施行令の改正内容に準じます。

② 県内の事業所で使用する自動車の使用

県内に所在するすべての事業所で事業者が自ら使用する自動車で、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち二輪自動車を除くものが該当します。（大型特殊自動車及び小型特殊自動車は含みません。）

(2) 県内に路線を有する鉄道事業者で、鉄道事業用の車両を前年度末の時点で50両以上有しているもの

① 県内路線での鉄道事業用車両におけるエネルギーの使用

② 県内の事業所における事業活動

県内に所在するすべての事業所におけるエネルギーの使用、温対法施行令別表第7から別表第13までの中欄に掲げる事業活動が該当します。

③ 県内の事業所で使用する自動車の使用

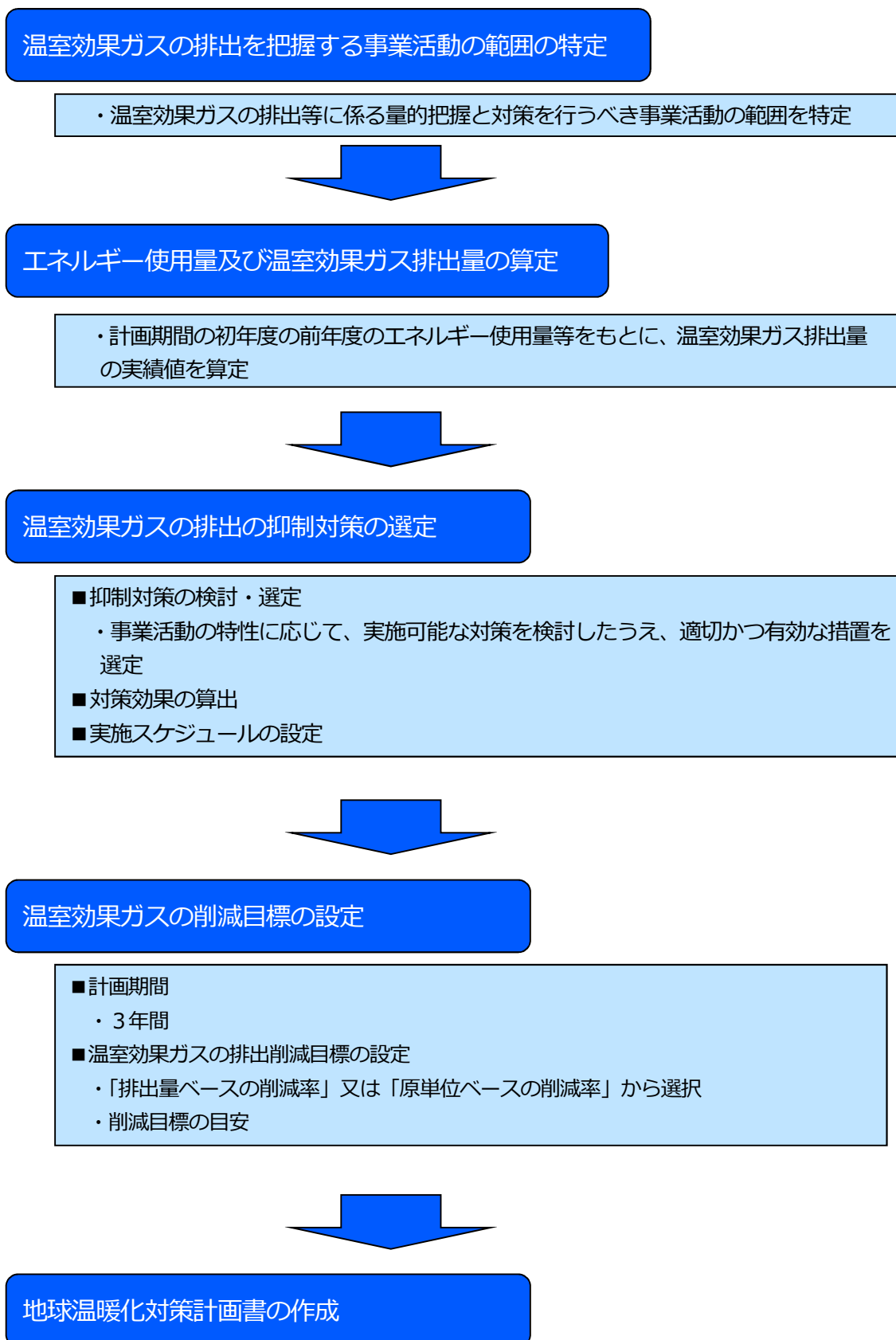
県内に所在するすべての事業所で事業者が自ら使用する自動車で、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち二輪自動車を除くものが該当します。（大型特殊自動車及び小型特殊自動車は含みません。）

※ 事業所の敷地内のみを走行する移動体について

事業所の敷地内のみを走行する移動体（構内専用フォークリフト、自動車など）のエネルギー使用量は【事業所における事業活動】に該当します。

7 計画作成の手順

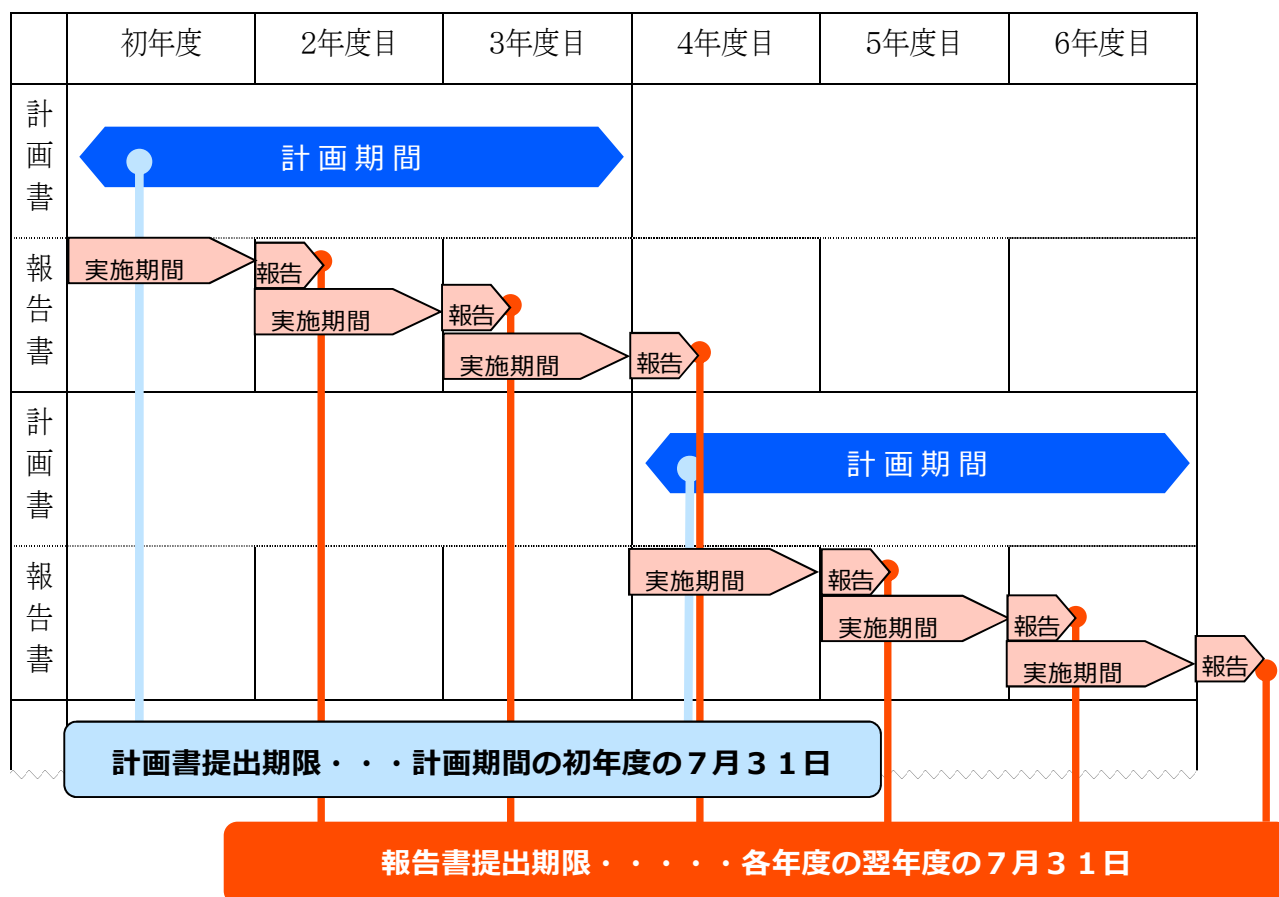
計画作成の手順は次のとおりです。



8 計画書及び報告書の提出期限

- (1) 特定事業者は、計画期間の初年度の7月31日までに計画書を知事に提出しなければなりません。
- (2) 計画書を知事に提出した事業者は、計画期間の年度ごとの実施状況を報告書として取りまとめ、その翌年度の7月31日までに知事に提出しなければなりません。

(参考1) 計画書及び提出書の提出スケジュールは次のとおりです。



作成等をした計画書を変更した場合は、地球温暖化対策計画変更届出書を規則第65条第4項で定める第27号様式により作成し、変更の日から30日以内に知事に届け出なければなりません。

(参考2) 既に、地球温暖化対策計画を作成・報告済みの特定事業者の場合の提出スケジュールと経過措置は次のとおりです。

	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
地球温暖化対策計画書 【計画期間:R5～R7】	← 計画期間 →						
実施状況報告書	実施期間	報告 (※)					
		実施期間	報告 (※)				
			実施期間	報告 (※)			
地球温暖化対策計画書 【計画期間:R8～R10】				← 計画期間 →			
実施状況報告書				実施期間	報告		
					実施期間	報告	
						実施期間	報告

(※) 地球温暖化対策計画書の報告期限が令和5年7月31日以前である特定事業者が、地球温暖化対策実施状況報告書を知事に報告するときは、指針による様式2に、別表2と別表5による書類を添えて行うことになるが、経過措置として、次回新たに計画書を作成・報告するまでの期間は、別表2に代えて、別表6による書類を添えて行うこともできる。

9 計画書及び報告書の公表

計画書（変更した場合、変更後の計画書も含む。）及び報告書を提出したときは、事業所に備えて一般の閲覧に供する方法又はインターネットを利用して公表しなければなりません。

第2章 原油換算エネルギー使用量の算定方式

事業所における前年度（前年4月1日～当年3月31日）の原油換算エネルギー使用量が1,500キロリットル以上であるか（計画書作成等の対象となるか）を確認するため、エネルギーの種類ごとのエネルギー使用量（事業者自ら使用する自動車の使用によるものを除く。）により事業所ごとに算定します（指針別表1を使用）。

※ 香川県のホームページに掲載している【原油換算エネルギー使用量算定ツール(エクセルファイル)】により容易に算定できます。

※ 既に計画書を作成しており、現在計画期間中である場合は、原油換算エネルギー使用量に関わらず、報告書の作成が必要です。

指針別表1を用いて次の手順により行います。

手順1： エネルギーの種類ごとに前年度のエネルギー使用量（整数値（小数第1位を四捨五入した数値））を「数値A」欄に記入します。

手順2： エネルギーの種類ごとに「数値A」欄の数値に、「数値C」欄の数値を乗じて得た数値（整数値（小数第1位を四捨五入した数値））を「熱量（GJ） $B = A \times C$ 」欄に記入します。

手順3： 「熱量（GJ） $B = A \times C$ 」欄の①、②、③及び④の数値を合算して得た数値を⑤に記入します。

手順4： 「熱量（GJ） $B = A \times C$ 」欄の⑤の数値に0.0258を乗じて得た数値を⑥に記入します。この⑥の数値が、原油換算エネルギー使用量となります。

※ 都市ガスは、ガス事業者の最新の単位発熱量で設定可能です。また、産業用蒸気、産業用以外の蒸気、温水及び冷水に係る単位発熱量（数値C）については、実測等に基づいた単位発熱量を設定することができます。なお、その場合には、根拠資料の添付が必要です。

【別表1】

単位発熱量を見直し

参考例

エネルギーの種類		エネルギー使用量			単位発熱量	
		数値 A	単位	熱量 (GJ) B = A × C	数値 C	単位
化石燃料	原油（コンデンセートを除く。）		kl		38.3	GJ/kl
	原油のうちコンデンセート(NGL)				34.8	GJ/kl
	揮発油（ガソリン）				33.4	GJ/kl
	ナフサ				33.3	GJ/kl
	ジェット燃料油				36.3	GJ/kl
	灯油				36.5	GJ/kl
	軽油				38.0	GJ/kl
	A 重油				38.9	GJ/kl
	B・C 重油				41.8	GJ/kl
	石油アスファルト				40.0	GJ/ t
	石油コークス				34.1	GJ/ t
	石油ガス	液化石油ガス (LPG)	t		50.1	GJ/ t
		石油系炭化水素ガス	千m³		46.1	GJ/千m³
	可燃性天然ガス	液化天然ガス (LNG)	t		54.7	GJ/ t
		その他可燃性天然ガス	千m³		38.4	GJ/千m³
	石炭	輸入原料炭	t		28.7	GJ/ t
		コークス用原料炭	t		28.9	GJ/ t
		吹込用原料炭			28.3	GJ/ t
		輸入一般炭			26.1	GJ/ t
		国産一般炭	t		24.2	GJ/ t
		輸入無煙炭	t		27.8	GJ/ t
	石炭コークス		t		29.0	GJ/ t
	コールタール		t		37.3	GJ/ t
	コークス炉ガス		千m³		18.4	GJ/千m³
	高炉ガス		千m³		3.23	GJ/千m³
	発電用高炉ガス		千m³		3.45	GJ/千m³
	転炉ガス		千m³		7.53	GJ/千m³
	都市ガス		千m³		46.0	GJ/千m³
	その他の化石燃料					
	小計 ①					
非化石燃料	黒液		t		13.6	GJ/ t
	木材		t		13.2	GJ/ t
	木質廃材		t		17.1	GJ/ t
	バイオエタノール		kl		23.4	GJ/kl
	バイオディーゼル		kl		35.6	GJ/kl
	バイオガス		千m³		21.2	GJ/千m³
	その他バイオマス		t		13.2	GJ/ t
	RDF		t		18.0	GJ/ t
	RPF		t		26.9	GJ/ t
	廃タイヤ		t		33.2	GJ/ t
	廃プラスチック		t		29.3	GJ/ t
	廃油		kl		40.2	GJ/kl
	廃棄物ガス		千m³		21.2	GJ/千m³
	混合廃材		t		17.1	GJ/ t
	水素		t		142.0	GJ/ t

ガス会社からの使用量が"m³（立方メートル）"で表示されている場合、"t（トン）"に換算する必要があります。換算係数は、ガス会社により異なりますので、ガス会社に確認の上、換算します。不明な場合は、以下の数値を用いることができます。

プロパン	1m³	1/502[t]
ブタン	1m³	1/355[t]
プロパン・ブタンの混合	1m³	1/458[t]

化石燃料として新しく追加

省エネ法改正により見直し

化石燃料として新しく追加

省エネ法改正により燃料を化石と非化石に見直し

非化石エネルギーとして新しく追加

	アンモニア			t		22.5	GJ/ t
	その他の						
	非化石燃料						
小計 ②							
熱	他者から 購入した熱	産業用蒸気		GJ		1.17	GJ/GJ
		産業用以外の蒸気		GJ		1.19	GJ/GJ
		温水		GJ		1.19	GJ/GJ
		冷水		GJ		1.19	GJ/GJ
		その他		GJ			
	その他 使用した熱	地熱	非化石エネルギー として新しく追加	GJ			
		温泉熱		GJ			
		太陽熱		GJ			
		雪氷熱		GJ			
		その他		GJ			
小計 ③							
電気事業者からの買電			千 kWh		8.64	GJ/千 kWh	
上記以外の 買電	オフサイト型 PPA	省エネ法改正に より見直し	千 kWh		3.6	GJ/千 kWh	
	自己託送（非燃料由来の 非化石電気）		千 kWh		3.6	GJ/千 kWh	
	上記以外の自己託送		千 kWh		8.64	GJ/千 kWh	
	その他		千 kWh				
自家発電	太陽光	非化石エネルギー として新しく追加	千 kWh		3.6	GJ/千 kWh	
	風力				3.6	GJ/千 kWh	
	地熱				3.6	GJ/千 kWh	
	水力				3.6	GJ/千 kWh	
	その他（非燃料由来の非 化石）		千 kWh		3.6	GJ/千 kWh	
小計 ④							
合計 (GJ) ⑤=①+②+③+④							

非化石エネルギー
として新しく追加

これまで、「昼間買電（8時から22時までに使用した電力量）」と、「夜間買電（22時から翌日8時までに使用した電力量）」と分けていましたが区別せずまとめて記載します。

省エネ法改正に
より見直し

非化石エネルギー
として新しく追加

原油換算エネルギー使用量 (kl) ⑥=⑤×0.0258

備考 この表の換算係数（都市ガス、産業用蒸気、産業用以外の蒸気、温水及び冷水に係るものに限る。以下この表において同じ。）に相当する係数で当該燃焼の発熱の程度を示すものとして適切と認められるものを求めることができるときは、この表の換算係数に代えて当該係数を用いることができる。

第3章 温室効果ガス排出量の算定

1 温室効果ガス排出量の算定期間

温室効果ガス排出量の算定期間は、次のとおりです。

対 象	算定の対象とする期間
CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O	年度
HFC、PFC、SF ₆ 、NF ₃	暦年

2 温室効果ガス排出量の算定方法

(1) エネルギー起源CO₂（事業所におけるエネルギーの使用によるもの及び鉄道事業用の車両におけるエネルギーの使用によるもの）

エネルギーの種類ごとのエネルギー使用量等により算定します（指針別表6（※）を使用）。

※地球温暖化対策計画書の報告期限が令和5年7月31日以前である特定事業者は、別表2を使用してもらって構いません。

香川県のホームページに掲載している【計画書作成ツール(エクセルファイル)】や【報告書作成ツール(エクセルファイル)】により容易に算定できます。

なお、計画書や報告書における算定区分は以下のとおりです。

- ① 省エネ法の第一種エネルギー管理指定工場等又は第二種エネルギー管理指定工場等に指定されている事業所（算定期間中に指定されていた事業所も含む。）（以下「エネ管工場等」という。）

事業所ごとに算定します。

- ② エネ管工場等以外の事業所

複数事業所分取りまとめて算定いただけます。なお、事業所等によって排出係数が異なる場合等は、状況に応じて分けて算定してください。

※計画書や報告書では上記のとおり算定いただけますが、地球温暖化対策に取り組むためには、事業所ごとに算定し、把握することが重要です。

算定は、指針別表6を用いて次の手順により行います。

（別表2の手順も、下記の非化石燃料を除いた手順で同様に行います。）

手順1： エネルギーの種類ごとに、基準年度（計画書の場合）又は実施年度（報告書の場合）のエネルギーの使用量（原則排出係数の有効桁数以上の有効桁数）を「数値D」欄に記入します。

販売されたエネルギーがある場合は、エネルギーの種類ごとにエネルギーの量（原則排出係数の有効桁数以上の有効桁数）を「数値F」欄に記入します。

手順2： 化石燃料(都市ガスを除く)及び非化石燃料について、その種類ごとに「数

値D」欄の数値に指針別表1に掲げる「数値C」欄の数値を乗じて得た数値を「熱量(GJ)E」欄に記入します。

販売されたエネルギーがある化石燃料(都市ガス除く)及び非化石燃料については、その種類ごとに「数値F」欄の数値に指針別表1に掲げる「数値C」欄の数値を乗じて得た数値を「熱量(GJ)G」欄に記入します。

手順3： 化石燃料(都市ガス除く)及び非化石燃料について、その種類ごとに「熱量(GJ)E」欄の数値から「熱量(GJ)G」欄の数値を減じて得た数値を「 $H = E - G$ 」欄に記入します。

手順4： 化石燃料(都市ガス除く)及び非化石燃料について、その種類ごとに「 $H = E - G$ 」欄の数値に指針別表3に掲げる排出係数の数値を乗じて得た数値に12分の44を乗じて得た数値を「二酸化炭素排出量(t-CO₂)」欄に記入します。
燃料について、「二酸化炭素排出量(t-CO₂)」欄の数値を合算して得た数値を「小計①」及び「小計③」欄に記入します。

手順5： 都市ガス、熱及び電気について、その種類ごとに「数値D」欄の数値から「数値F」欄の数値を減じて得た数値を「 $H = D - F$ 」欄に記入します。

手順6： 都市ガス、熱及び電気の種類ごとに、「 $H = D - F$ 」欄の数値に指針別表3に掲げる排出係数の数値を乗じて得た数値を「二酸化炭素排出量(t-CO₂)」欄に記入します。
熱及び電気について、「二酸化炭素排出量(t-CO₂)」欄の数値を合算して得た数値を「小計②」、「小計④」及び「小計⑤」欄に記入します。

手順7： すべてのエネルギーの種類の「二酸化炭素排出量(t-CO₂)」欄の数値を合算して得た数値を「合計(t-CO₂) ⑥=①+②+③+④+⑤」欄に記入します。

※単位発熱量(数値C)及び排出係数(都市ガス、熱、電気の排出係数は除く。)は、実測等に基づいた単位発熱量及び排出係数を設定することができます。なお、その場合には、根拠資料の添付が必要です。

※使用する都市ガスの排出係数は、以下のとおりです。なお、[1]及び[3]の排出係数は、毎年度変動しますので、毎年度変更する必要があります。

[1] ガス事業者が供給した都市ガスの場合

環境大臣及び経済産業大臣が公表する排出係数(基礎排出係数)

[2] [1]で定めた排出係数で排出量を算定できない場合

実測等に基づいた排出係数(根拠資料の添付が必要です)

[3] [1]、[2]で定めた排出係数で排出量を算定できない場合

環境大臣及び経済産業大臣が公表する排出係数(代替値)

※使用する熱(蒸気(産業用のものを除く。)、温水及び冷水)の排出係数は、以下のとおりです。なお、[1]及び[3]の排出係数は、毎年度変動しますので、毎年度変更する必要があります。

- [1] 熱供給事業者が供給した熱の場合
環境大臣及び経済産業大臣が公表する排出係数（基礎排出係数）
- [2] [1]で定めた排出係数で排出量を算定できない場合
実測等に基づいた排出係数（根拠資料の添付が必要です）
- [3] [1]、[2]で定めた排出係数で排出量を算定できない場合
環境大臣及び経済産業大臣が公表する排出係数（代替値）

※使用する電気の排出係数は、以下のとおりです。なお、[1]及び[3]の排出係数は、毎年度変動しますので、毎年度変更する必要があります。

- [1] 電気事業者が供給した電気の場合
環境大臣及び経済産業大臣が公表する排出係数（算定する年度の前の年度の電気事業者の実績に基づく基礎排出係数）
- [2] [1]で定めた排出係数で排出量を算定できない場合
実測等に基づいた排出係数（根拠資料の添付が必要です）
- [3] [1]、[2]で定めた排出係数で排出量を算定できない場合
環境大臣及び経済産業大臣が公表する排出係数（算定する年度の前の年度の電気事業者の実績に基づく基礎排出係数等とともに公表される代替値）

※上記の「1」で使用する電気の排出係数は、「基礎排出係数（非化石電源調整済）」です。メニューごとに係数が異なりますので、ご注意ください。

(2) エネルギー起源CO₂ (事業者自ら使用する自動車の使用によるもの)

エネルギーの種類ごとのエネルギー使用量等により算定します (指針別表 5 を使用)。

※香川県のホームページに掲載している【計画書作成ツール(エクセルファイル)】や【報告書作成ツール(エクセルファイル)】により容易に算定できます。

なお、計画書や報告書における算定区分は (1) と同じです。

算定は、指針別表 5 を用いて次の手順により行います。

- 手順 1 : エネルギーの種類ごとに、基準年度 (計画書の場合) 又は、実施年度 (報告書の場合) のエネルギーの使用量 (原則有効数字 3 桁以上) を記入します。また、エネルギーの種類ごとに数値を合算して得た数値を合計欄に記入します。
- 手順 2 : 1 で求めた数値を「数値 A」欄に記入し、都市ガス以外のエネルギーは「数値 C」欄の数値を乗じて得た数値を「熱量(GJ) B」欄に記入します。
- 手順 3 : 都市ガス以外のエネルギーについて、その種類ごとに「熱量(GJ) B」欄の数値に指針別表 3 に掲げる排出係数の数値を乗じて得た数値に 12 分の 44 を乗じて得た数値を「二酸化炭素排出量 (t-CO₂)」欄に記入します。都市ガスは、「数値 A」欄の数値に指針別表 3 に掲げる排出係数の数値を乗じて得た数値を「二酸化炭素排出量 (t-CO₂)」欄に記入します。
- 手順 4 : すべてのエネルギーの種類の「二酸化炭素排出量 (t-CO₂)」欄の数値を合算して得た数値を「合計 (t-CO₂)」欄に記入します。

(3) エネルギー起源CO₂以外の温室効果ガス

下記により、すべての事業所分について算定します。なお、ハイドロフルオロカーボン (HFC)、パーフルオロカーボン (PFC)、六ふっ化硫黄 (SF₆)、三ふっ化窒素 (NF₃) は暦年 (1 月 1 日～12 月 31 日) で算定します。

温対法施行令第 7 条第 1 項第 2 号から第 8 号までに定める算定方法により算定し、温室効果ガスの種類ごとの排出の量に指針別表 4 に掲げる温室効果ガスごとの地球温暖化係数を乗じて得た数値を、指針別表 5 「エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出量」欄に記入する。

※詳しい算定方法は、温対法に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度のホームページ (<https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/index.html>) に掲載されている「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」を参考にしてください。

第4章 温室効果ガスの排出の抑制等の措置の内容

事業者は、その事業活動に伴い排出される温室効果ガスの抑制等のための措置を自主的かつ積極的に講ずるよう努めなければなりません。なお、条例に基づき自動車排出ガス対策計画を作成しなければならない事業者は、その計画に配慮のうえ温室効果ガスの排出の抑制等の措置を講じてください。

また、特定事業者は、次に掲げる措置を定めなければなりません。

1 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置

(1) 温室効果ガスの排出の抑制の措置

特定事業者は、その事業活動の特性に応じて、実施可能な対策を検討したうえ、適切かつ有効な措置を定めてください。

これらの措置を定めるときは、「香川県地球環境保全行動指針【アジェンダ21かがわ】」（平成8年11月策定）、「事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が構すべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」（平成25年内閣府総務省法務省外務省財務省文部科学省厚生労働省農林水産省経済産業省国土交通省環境省防衛省告示第1号）、「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」（平成21年経済産業省告示第66号）、「貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する貨物輸送事業者の判断の基準」（平成18年経済産業省国土交通省告示第7号）及び「旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する旅客輸送事業者の判断の基準」（平成18年経済産業省国土交通省告示第6号）等も参考にしてください。

(2) 温室効果ガスの吸収等の措置

特定事業者は、(1)による温室効果ガスの排出の抑制の措置のほか、次に掲げる温室効果ガスの吸収等の措置を行うことができます。

- ① 森林の整備等（知事が別に定めるCO₂吸収量認証制度に基づく認証を受けたものに限る。）

※知事が別に定めるCO₂吸収量認証制度及び二酸化炭素吸収量の算定方式は、香川県環境森林部森林・林業政策課 林業・県産木材振興グループ（TEL 087-832-3464）までお問い合わせください。

- ② 経済的手法の活用（県内で創出されたものに限る。）

- ・ グリーン電力証書の購入
- ・ グリーン熱証書の購入
- ・ オフセット・クレジットの購入
- ・ 国内クレジットの購入
- ・ J-クレジットの購入
- ・ 非化石証書の購入

※各制度の概要

- ・ グリーン電力証書システム、グリーン熱証書システム
自然エネルギー（風力、太陽光など）により創出された電気又は熱の環境付加価値をグリーンエネルギー認証センターが認証し、証書で取引するもの
- ・ オフセット・クレジット（J-VER）制度
国内排出削減・吸収プロジェクトから生じた排出削減・吸収量をオフセット・クレジ

ット（J-VER）として認証する制度

- ・ 国内クレジット制度

大企業等による技術・資金等の提供を通じて、中小企業等が行った温室効果ガス排出抑制のための取組みによる排出削減量を認証する制度

- ・ J-クレジット制度

オフセット・クレジット制度と国内クレジット制度を発展的に統合した制度

- ・ 非化石証書システム

石油や石炭などの化石燃料を使っていない「非化石電源（電気をつくる方法）」で発電された電気が持つ「非化石価値」を取り出し、証書にして売買する制度

2 その他の温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置

特定事業者は、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置以外に、特定事業者が実施する次に掲げる取組みを地球温暖化対策計画に含めることができます。

- （１）地域住民、民間団体と協働で行う温暖化防止活動
- （２）二酸化炭素の吸収に資する植林、緑化及び森林の保全に係る活動（知事が別に定めるCO₂吸収量認証制度に基づく認証を受けたものを除く。）
- （３）温室効果ガスの排出の抑制等に資する製品の開発及び普及
- （４）温室効果ガスの排出の抑制等に資する事業への参画
- （５）その他温室効果ガスの排出の抑制等に関する取組み
 - ① 従業員の通勤に関する取組み
 - ② グリーン購入の実施
 - ③ 省資源、リサイクルに関する取組み

第5章 地球温暖化対策計画書の作成

特定事業者は、次に掲げる事項を記載した地球温暖化対策計画書を規則第65条第2項で定める第26号様式により作成してください。

なお、計画書は原則として、【香川県】電子申請・届出システム又は香川県のホームページからダウンロードした【計画書作成ツール(エクセルファイル)】により作成し、【香川県】電子申請・届出システムにより提出してください。

1 事業者の主たる業種

日本標準産業分類（令和5年7月告示）の中分類から主たる業種を1つ選択し、その2桁のコード番号及びその業種名を記入します（42ページ参照）。

2 計画期間

基準年度の翌年度から3年間としています。

3 温室効果ガスの排出の抑制等に関する目標（指針様式1に記入）

温室効果ガスの排出状況及び計画期間における取組みの内容、法令の基準等を総合的に勘案して、実施可能な措置を検討したうえ、排出量ベース又は原単位ベースで温室効果ガスの排出の抑制等に関する削減目標を設定してください。

「温室効果ガスの吸収等」欄

目標年度に第4章1（2）に示す温室効果ガスの吸収等の措置を行う場合は記入します。

また、その措置によって削減できる目標年度の二酸化炭素の量は、目標年度の温室効果ガス排出量から差し引くことができます。

「温室効果ガスの排出の抑制」欄

（1）基準となる温室効果ガス排出量

① 基準年度

計画作成年度の前年度を基準年度とします。

② 温室効果ガス排出量の算定

第3章に示す温室効果ガスの排出量の算定方法により、基準年度の温室効果ガス排出量を算定します。

（2）目標年度の温室効果ガス排出量

① 目標年度

計画期間の最終年度とします。

② 温室効果ガス排出量の算定

温室効果ガスの排出の抑制等の措置を講じる場合の削減効果を勘案し、目標年度の温室効果ガス排出量を算定します。

（3）差引排出量

温室効果ガス排出量から「温室効果ガスの吸収等」欄を差し引いた数値を記入します。

(4) 削減目標の設定

① 基準年度の温室効果ガス排出量を基準とした削減目標（排出量ベース）

目標年度に見込まれる温室効果ガス排出量の目標値を基準年度の温室効果ガス排出量で除して得た数値をいいます。

② 基準年度の原因単位排出量を基準とした削減目標（原因単位ベース）

目標年度に見込まれる原因単位排出量を基準年度の原因単位排出量で除して得た数値をいいます。

※原因単位排出量とは、温室効果ガス排出量を生産数量、建物延床面積その他の温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ値等で除して得た数値をいいます。

(例)

区 分	原因単位に用いる指標
製造業	生産数量（トン） 生産金額（円）
小売業 （百貨店、スーパーマーケット等）	売場面積（㎡） 売上金額（円）
ビル	建物延床面積（㎡） 空調面積（㎡）、空調容積（㎡）

なお、この例によらず、事業活動の特性をもとに温室効果ガス排出量と密接な関係にある最も適した指標を定めてください。

「目標設定に関する説明」欄

目標年度における温室効果ガス排出量（又は原因単位排出量）を設定するにあたっての前提条件や、想定した削減策等、どのような考えに基づき温室効果ガスの排出の抑制等に関する削減目標を設定したのかを記入すること。

4 温室効果ガスの排出の抑制等に関する事項（指針様式1に記入）

(1) 温室効果ガスの排出の抑制等に関する目標を達成するための措置

温室効果ガスの排出の抑制等に関する削減目標を達成するために実施する措置の内容を記入します。

(2) その他の温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置

第4章2に示すその他の温室効果ガスの排出の抑制等の措置があれば「特記事項」欄にその措置を記入します。

5 計画の公表の方法等

事業所に備えて一般の閲覧に供する方法又はインターネットの利用により公表する方法のいずれかにより、計画書を公表するものとし、併せてその公表予定年月日を記入します。

※公表場所（閲覧場所（例：県内全事業所、〇〇工場）又はインターネットの掲載場所（例：〇〇工場ホームページ））についても記入します。

6 計画の変更

作成等をした計画書を変更した場合は、地球温暖化対策計画変更届出書を規則第65条第4項で定める第27号様式により作成し、変更の日から30日以内に知事に届け出てください。

(変更届出書が必要な変更内容の例)

- ・提出者が変更となった場合(ただし、提出者の氏名のみが変更となった場合は、変更届出書は必要ありません)
- ・対象事業所が変更となった場合
- ・削減目標を変更した場合 等

第6章 地球温暖化対策実施状況報告書の作成

計画書を作成等した事業者は、次の事項を記載した地球温暖化対策実施状況報告書を規則第65条第5項で定める第28号様式により作成してください。

なお、報告書は原則、【香川県】電子申請・届出システム又は香川県のホームページからダウンロードした【報告書作成ツール(エクセルファイル)】により作成し、【香川県】電子申請・届出システムにより提出してください。

1 事業者の主たる業種

日本標準産業分類（令和5年7月告示）の中分類から主たる業種を1つ選択し、その2桁のコード番号及びその業種名を記入します（42ページ参照）。

2 地球温暖化対策計画に記載した事項の実施状況（指針様式2に記入）

（1）実施期間

実施年度を記入します。

（2）温室効果ガスの排出の抑制等のために実施した措置の内容

第5章4（1）により示した措置についての実施状況を記入します。

（3）温室効果ガスの排出の量の削減実績

「温室効果ガスの吸収等」欄

第4章1（2）に示す温室効果ガスの吸収等の措置を実施した場合は、その結果を以下の方法により記入することができます。なお、この場合、実施の確認ができる証書の写しを添付してください。

- ・ 森林の整備等

CO₂吸収量認証書に記載された実施年度の吸収量を記入します。

- ・ グリーン電力証書の購入

当該電力量に県内事業所で主として買電している電気事業者等の二酸化炭素排出係数を乗じた量を記入します。

- ・ グリーン熱証書の購入

当該熱量に指針別表3の二酸化炭素排出係数を乗じた量を記入します。

- ・ オフセット・クレジット、国内クレジット及びJ-クレジットの購入

実施年度において償却した量を記入します。

- ・ 非化石証書の購入

特定事業者が調達した非化石証書の量に経済産業省及び環境省が公表する全国平均係数及び補正率を乗じて得られる量を記入します。

「温室効果ガスの排出の抑制」欄

第3章に示す温室効果ガス排出量の算定方法により、実施年度の温室効果ガス排出量を算定し、温室効果ガスの排出の結果等を記入します。

「差引排出量」欄

温室効果ガス排出量から「温室効果ガスの吸収等」欄を差し引いた数値を記入します。

「排出量等の増減理由」欄

温室効果ガス排出量または原単位排出量が、基準年度と比較して増加・減少した理由を記入します。計画期間の最終年度については、削減目標が達成できた（または、達成できなかった）理由を記入します。

（4）その他の温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置

第5章4（2）に示した措置についての実施状況を「特記事項」欄に記入します。

3 実施状況の公表の方法等

事業所に備えて一般の閲覧に供する方法又はインターネットの利用により公表する方法のいずれかにより、報告書を公表するものとし、併せてその公表予定年月日を記入します。

※公表場所（閲覧場所（例：県内全事業所、〇〇工場）又はインターネットの掲載場所（例：〇〇工場ホームページ））についても記入します。

第7章 計画書及び報告書の提出方法等

次の事項に留意し、計画書及び報告書をそれぞれの提出期限までに、原則として、【香川県】電子申請・届出システムにより、電子データ（計画書・報告書作成ツール）を提出してください。

1 提出する書類

（1）指針様式1及び指針様式2

原則として県内の事業所分について事業者ごとに作成してください。

なお、全国に事業所を有し、企業全体で排出量及び削減目標を設定している場合で、県内の事業所分のみでの削減目標を設定できない場合は、企業全体の数値を指針様式1及び指針様式2に記載しても構いません。この場合は、指針様式1及び指針様式2の余白に「県外事業所分を含む」旨の表示をしてください。

（2）指針別表6（※）

第一種エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等ごとに、基準年度分（計画書の場合）又は実施年度分（報告書の場合）を作成してください。第一種エネルギー管理指定工場等及び第二種エネルギー管理指定工場等以外の県内事業所分は、まとめて基準年度分（計画書の場合）又は実施年度分（報告書の場合）を作成してください。なお、この取扱いが困難な場合は、次のとおり取り扱って構いません。

（※）ただし、地球温暖化対策計画書の報告期限が令和5年7月31日以前である特定事業者が、地球温暖化対策実施状況報告書を知事に報告するときは、別表6の代わりに別表2で作成いただいて構いません。その場合、下記の①と②中の別表6は別表2に読み替えてください。

- ① 同一事業者が、県内に事業所を複数有し、連携して地球温暖化対策に取り組む場合には、複数の事業所全体の指針別表6を作成しても構いません。ただし、第一種エネルギー管理指定工場等又は第二種エネルギー管理指定工場等の排出状況等については、事業所ごとに指針別表6を作成してください。
- ② 全国に事業所を有し、企業全体で排出量及び削減目標を設定している場合は、企業全体の数値を指針別表6に記載しても構いません。ただし、県内に所在する第一種エネルギー管理指定工場等又は第二種エネルギー管理指定工場等の排出状況等については、事業所ごとに指針別表2を作成してください。

また、鉄道事業者は、鉄道事業用車両におけるエネルギー使用量等は事業所分とは別に作成してください。

（3）指針別表5

県内に所在する全ての事業所で事業者自ら使用する自動車の温室効果ガスの排出状況について、事業者全体分をまとめて基準年度分（計画書の場合）又は実施年度分（報告書の場合）を作成してください。

2 提出の取扱い

計画書及び報告書の提出者は「代表者」です。

なお、提出手続きを代理人（例：県内の事業所等の長）に委任[※]することができます。その場合は、委任されていることを証する書類（任意様式、押印不要）を添付して提出してください。

※県外に本社がある事業者で、県内に複数対象となる事業所等がある場合は、事業所等ごとに提出していただいてもかまいません。ただし、委任はあくまでも提出手続きについてであって、条例に基づく義務（責任）は代表者にあります。

(参考) 記入例に示す「香川株式会社」の場合の書類

区分	提出書類	香川株式会社			
		全体分	高松 本社	丸亀 工場	小豆島 工場
計画書	① 規則第26号様式（計画を変更したときは、規則第27号様式）	○			
	② 指針様式1	○			
	③ 指針別表6（基準年度分）（※）		○	○	○
	④ 指針別表5（基準年度分）	○			
	⑤ その他（事業者で任意に作成している関係資料）	○			
報告書	① 規則第28号様式	○			
	② 指針様式2	○			
	③ 指針別表6（実施年度分）（※）		○	○	○
	④ 指針別表5（実施年度分）	○			
	⑤ その他（CO ₂ 吸収量認証書等の写し）	○			

（※）地球温暖化対策計画書の報告期限が令和5年7月31日以前である特定事業者が、地球温暖化対策実施状況報告書を知事に報告するときは、別表6の代わりに別表2で作成いただいて構いません。その場合、別表6は別表2に読み替えてください。

3 提出方法

計画書及び報告書は、原則として、**【香川県】電子申請・届出システムにより、電子データ（計画書・報告書作成ツール、計画変更届）を提出してください。**

【香川県】電子申請・届出システム

[URL] <https://s-kantan.jp/pref-kagawa-u/>

手続き名	令和○年度地球温暖化対策計画	} 利用期間※ 毎年4月1日～12月31日
	令和○年度地球温暖化対策実施状況報告	
	地球温暖化対策計画変更届 → 通年利用可能	

※提出書類に修正が必要となった場合も、利用期間内しか修正作業ができません。必ず、提出期限（7月31日）までに提出し、システム利用期間内に修正作業を終了してください。

※電子データをメールで送付して提出することはできません（メールで送付された計画書・報告書・変更届は受理できません）。

※電子申請の手順については、「香川県生活環境の保全に関する条例に基づく『地球温暖化対策計画・報告・公表制度』電子申請の手順」及システムのヘルプを御参照ください。

システムの利用が困難な場合は、書面を『香川県環境森林部 環境政策課カーボンニュートラル推進室 企画・調整グループ』（4 問い合わせ先）へ郵送又は持参してください。

4 問い合わせ先

香川県 環境森林部 環境政策課カーボンニュートラル推進室 企画・調整グループ

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号

TEL：087-832-3215 FAX：087-806-0227

E-Mail：kankyoseisaku@pref.kagawa.lg.jp

[参考] 次のホームページをご活用ください。

香川県のホームページ「香川県生活環境の保全に関する条例」

（環境政策課 > 地球環境(地球温暖化対策) > 省エネルギー > 事業活動における温暖化対策 > 生活環境保全条例（地球温暖化対策関係） > 地球温暖化対策計画・報告・公表制度）

https://www.pref.kagawa.lg.jp/kankyoseisaku/chikyu/saving/jigyou/jorei/ondanka_houkoku.html

第8章 地球温暖化対策計画書の記入要領

第26号様式（第65条関係）

地球温暖化対策計画書

記入例

令和7年7月12日

香川県知事 殿

提出者

住所 高松市番町四丁目1-10

名称 香川株式会社
代表取締役社長 香川 太郎

提出者は代表者です。提出手続きを代理人に委任する場合は、委任されていることを証する書類（任意様式、押印不要）を添付してください。

香川県生活環境の保全に関する条例第94条第1項の規定により、地球温暖化対策計画を作成したので、次のとおり提出します。

事業者の主たる業種	18 プラスチック製品製造業
事業者の種類	☒ 香川県生活環境の保全に関する条例施行規則第64条第1号に該当する事業者 ☐ 香川県生活環境の保全に関する条例施行規則第64条第2号に該当する事業者
事業の概要	主に、プラスチック製品の製造及び卸売りを行っており、県内に2営業所の出店を行っている。
事業所の名称及び所在地	別紙1のとおり
温室効果ガスの排出の抑制等に関する目標	様式1のとおり
温室効果ガスの排出の抑制等に関する事項	様式1のとおり
計画期間	令和7年度 ～ 令和9年度
計画の公表予定年月日	令和7年7月12日
計画の公表の方法	インターネットの利用により公表する。 公表場所：弊社ホームページ
連絡先	担当部署 環境推進室環境対策グループ 担当者 香川 緑 電話番号 087-831-0000 FAX番号 087-831-0001 電子メールアドレス kankyou@kagawa.co.jp

「事業所に備えて一般の閲覧に供する。」とした場合の公表場所は、別紙1の事業所のうち1以上の事業所とし、その名称は別紙1の名称と同じ名称を記載します。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

事業所の名称及び所在地

記入例

	名 称	所 在 地	種 類
①第一種エネルギー管理指定工場等及び第二種エネルギー管理指定工場等			
1	丸亀工場	丸亀市〇〇町〇〇—〇	第一種
2	小豆島工場	小豆郡〇〇町〇〇—〇	第二種
3			
②その他の事業所			
1	高松本社	高松市番町四丁目 1 - 1 0	
2			
3			
4			
5			

※この記入例は、原単位を基準とした目標削減率を設定した場合のものです。

(様式1)

温室効果ガスの排出の抑制等に関する目標及び措置

記入例

計画期間		令和7年度～令和9年度			
温室効果ガスの排出の抑制等に関する事項	年度	措置の内容			
	7	蒸気配管やバルブ等の保温を実施（丸亀工場） 従業員に対する地球温暖化防止に関する研修（年間2回程度）の実施			
	8	（照明設備）工場建屋内のLED照明に人感センサーを設置 従業員にエコドライブに関する研修（年間1回程度）の実施			
	9	（熱源設備）排熱駆動型熱源機の導入 グリーン電力の購入			
温室効果ガスの排出の抑制等に関する目標	温室効果ガスの吸収等	区 分		目標年度（令和9年度） 二酸化炭素換算(t)	
		☒ 森林の整備等		1 t-CO ₂	
		☒ 経済的手法の活用		70 t-CO ₂	
		グリーン電力証書の購入		70 t-CO ₂	
		グリーン熱証書の購入		t-CO ₂	
		オフセット・クレジットの購入		t-CO ₂	
		国内クレジットの購入		t-CO ₂	
		J-クレジットの購入		t-CO ₂	
	非化石証書の購入		t-CO ₂		
	合 計		① 71 t-CO ₂		
	温室効果ガスの排出の抑制	区 分	基準年度 (令和6年度)	目標年度 (令和9年度)	対基準 年度比 (%)
		温室効果ガス 排出量	(二酸化炭素換算(t)) ② 17,509 t-CO ₂	(二酸化炭素換算(t)) ③ 15,100 t-CO ₂	86.2
		☐ 差引排出量 A	(二酸化炭素換算(t)) ② 17,509 t-CO ₂	(二酸化炭素換算(t)) ③-① 15,029 t-CO ₂	85.8
		☒ 原単位排出量 A/B	0.58 t-CO ₂ /百万円	0.46 t-CO ₂ /百万円	79.3
		温室効果ガス排出 量と密接な関係を 持つ値 B	30,000百万円 (生産額)	33,000百万円 (生産額)	110.0
目標設定に 関する説明	生産量が増加する見込みだが、上記の措置により総排出量で約14%の削減を見込んで おり、原単位排出量で約21%削減の目標を設定する。				
特記事項	上記の取組み以外に地球温暖化防止のため、以下の取組みを実施予定 ・地域住民等との植林活動				

(注)

- 「基準年度」は計画年度の初年度の前年度とし、「目標年度」は計画期間の最終年度とすること。
- 「温室効果ガスの吸収等」欄については、これらの措置を実施するときは該当する□にレ印を記入し、「二酸化炭素換算(t)」欄に値を記入すること。
- 「温室効果ガスの排出の抑制」欄については、削減目標を立てるに当たって指標とするものを「区分」の欄のいずれか選択し、該当する□にレ印を記入すること。この場合において、「原単位排出量A/B」を選択した場合においても「差引排出量 A」の値は記入すること。
- 「目標設定に関する説明」欄には、目標年度における温室効果ガス排出量（原単位排出量）を設定するにあたっての前提条件や、想定した削減策等、どのような考えに基づき温室効果ガスの排出量の抑制等に関する削減目標を設定したのかを記入すること。
- 「特記事項」欄には、「温室効果ガスの排出の抑制等に関する事項」の実施する年度毎に記入したもののほかに、地球温暖化の防止のために取り組むこと等を記入すること。

【別表6】 (令和6年度) 香川株式会社 丸亀工場

発熱量を見直しています
(別表1参照)。

エネルギーの種類		エネルギー使用量			販売			H=E-G (GJ)	二酸化炭素 排出量 (t-CO ₂)
		数値 D	単位	熱量(GJ) E=D×C	数値 F	単位	熱量(GJ) G=F×C		
化石燃料	原油（コンデンセートを除く。）		kl			kl			
	原油のうちコンデンセート(NGL)		kl			kl			
	揮発油（ガソリン）		kl						
	ナフサ		kl						
	ジェット燃料油		kl						
	灯油		kl					821	56.3
	軽油		kl						
	A 重油	1,423	kl					55,355	3,917.3
	B・C 重油	77						3,219	238.4
	石油アスファルト								
	石油コークス		t						
	石油ガス	262	t					13,126	784.5
		液化石油ガス(LPG)		千m ³			千m ³		
		石油系炭化水素ガス							
	可燃性天然ガス	液化天然ガス(LNG)		t			t		
		その他可燃性天然ガス		千m ³			千m ³		
	石炭	輸入原料炭		t			t		
		コークス用原料炭		t			t		
		吹込用原料炭					t		
		輸入一般炭			6,734		t	6,734	600.0
		国産一般炭		t			t		
輸入無煙炭			t			t			
石炭コークス		t			t				
コールタール		t			t				
コークス炉ガス		千m ³			千m ³				
高炉ガス		千m ³			千m ³				
発電用高炉ガス		千m ³			千m ³				
転炉ガス		千m ³			千m ³				
その他の化石燃料									
小計 ①									5,596.5
都市ガス		エネルギー使用量			販売されたエネルギーの量			H=D-F (千m ³)	二酸化炭素 排出量 (t-CO ₂)
		数値 D	単位		数値 F	単位			
			千m ³			千m ³			
小計 ②									
		エネルギー使用量			販売されたエネルギーの量			H=E-G (GJ)	二酸化炭素 排出量 (t-CO ₂)
		数値 D	単位	熱量(GJ) E=D×C	数値 F	単位	熱量(GJ) G=F×C		
非化石燃料	黒液		t			t			
	木材		t			t			
	木質廃材		t			t			
	バイオエタノール					kl			
	バイオディーゼル					kl			
	バイオガス		千m ³			千m ³			
	その他バイオマス		t			t			
	RDF		t			t			

各エネルギー使用量を、原則として
排出係数の有効桁数以上の有効桁
数で記入してください。ガス会社からの使用量が"m³ (立方
メートル)"で表示されている場合、"t (ト
ン)"に換算する必要があります。換算
係数は、ガス会社により異なりますの
で、ガス会社に確認の上、換算します。
不明な場合は、以下の数値を用いること
ができます。

プロパン	1m ³	1/502[t]
ブタン	1m ³	1/355[t]
プロパン・ ブタンの混合	1m ³	1/458[t]

排出係数を見直しています (別表
3参照)。
二酸化炭素排出量を、原則として
排出係数の有効桁数以上の有効桁
数で記入してください。化石燃料として
新しく追加省エネ法改正に
より見直し化石燃料として
新しく追加都市ガスの計算方法を見直
しています。省エネ
法改正
により
燃料を
化石と
非化石
に見直
し非化石エネルギーと
して新しく追加

RPF				t			t			
廃タイヤ			13	t	432		t	432	21.4	
廃プラスチック				t			t			
廃油			232	kl	6,789		kl	6,789	595.7	
廃棄物ガス				千m³			千m³			
混合廃材				t			t			
水素				t			t			
アンモニア				t			t			
その他の 非化石燃料										
小計 ③									617.1	
エネルギーの種類			エネルギー使用量			販売されたエネルギーの量			H=D-F (GJ)	二酸化炭素 排出量 (t-CO ₂)
			数値 D	単位		数値 F	単位			
熱	他者から 購入した熱	産業用蒸気	30,500	GJ			GJ		30,500	1,994.7
		産業用以外の蒸気		GJ			GJ			
		温水	8,990	GJ			GJ		8,990	512.4
		冷水		GJ			GJ			
		その他		GJ			GJ			
	その他 使用した熱	地熱		GJ			GJ			
		温泉熱		GJ			GJ			
		太陽熱		GJ			GJ			
		雪氷熱		GJ			GJ			
		その他		GJ			GJ			
小計 ④									2,507.1	
エネルギーの種類			エネルギー使用量			販売されたエネルギーの量			H=D-F (千 kWh)	二酸化炭素 排出量 (t-CO ₂)
			数値 D	単位		数値 F	単位			
電気	電気事業者からの売電		9,589	千 kWh			千 kWh		9,589	3,547.9
	上記以外の 買電	オフサイト型 PPA		千 kWh			千 kWh			
		自己託送（非燃料由来 の非化石電気）		千 kWh			千 kWh			
		上記以外の自己託送		千 kWh			千 kWh			
		その他		千 kWh			千 kWh			
	自家発電	太陽光	(2,625)	千 kWh			千 kWh			
		風力		千 kWh			千 kWh			
		地熱		千 kWh			千 kWh			
		水力		千 kWh			千 kWh			
		その他（非燃料由来の 非化石）		千 kWh			千 kWh			
		その他		千 kWh			千 kWh			
	小計 ⑤									3,547.9
	合計 (t-CO ₂) ⑥=①+②+③+④+⑤									12,268.6

電気事業者・排出係数 (t-CO₂/kWh) : 四国電力 (株) 0.000464

基礎排出係数を使用してください。

【別表6】（令和6年度）香川株式会社 小豆島工場

エネルギーの種類		エネルギー使用量			販売されたエネルギーの量			H=E-G (GJ)	二酸化炭素 排出量 (t-CO ₂)
		数値 D	単位	熱量(GJ) E=D×C	数値 F	単位	熱量(GJ) G=F×C		
化石燃料	原油（コンデンセートを除く。）		kl			kl			
	原油のうちコンデンセート(NGL)		kl			kl			
	揮発油（ガソリン）		kl			kl			
	ナフサ		kl			kl			
	ジェット燃料油		kl			kl			
	灯油		kl			kl			
	軽油	90.9	kl	3,454		kl		3,454	238.1
	A重油	588	kl	22,873		kl		22,873	1,618.7
	B・C重油		kl			kl			
	石油アスファルト		t			t			
	石油コークス		t			t			
	石油ガス	液化石油ガス(LPG)	77	t	3,858	t		3,858	230.6
		石油系炭化水素ガス		千m ³		千m ³			
	可燃性天然ガス	液化天然ガス(LNG)		t		t			
		その他可燃性天然ガス		千m ³		千m ³			
	石炭	輸入原料炭		t		t			
		コークス用原料炭		t		t			
		吹込用原料炭		t		t			
		輸入一般炭		t		t			
		国産一般炭		t		t			
		輸入無煙炭		t		t			
	石炭コークス		t			t			
	コールタール		t			t			
	コークス炉ガス		千m ³			千m ³			
	高炉ガス		千m ³			千m ³			
	発電用高炉ガス		千m ³			千m ³			
	転炉ガス		千m ³			千m ³			
	その他の化石燃料								
	小計 ①								2,087.3
		エネルギー使用量			販売されたエネルギーの量			H=D-F (千m ³)	二酸化炭素 排出量 (t-CO ₂)
		数値 D	単位		数値 F	単位			
	都市ガス		千m ³			千m ³			
	小計 ②								
非化石燃料		エネルギー使用量			販売されたエネルギーの量			H=E-G (GJ)	二酸化炭素 排出量 (t-CO ₂)
		数値 D	単位	熱量(GJ) E=D×C	数値 F	単位	熱量(GJ) G=F×C		
	黒液		t			t			
	木材		t			t			
	木質廃材		t			t			
	バイオエタノール		kl			kl			
	バイオディーゼル		kl			kl			
	バイオガス		千m ³			千m ³			
	その他バイオマス		t			t			
	RDF		t			t			

RPF				t			t			
廃タイヤ				t			t			
廃プラスチック				t			t			
廃油				kl			kl			
廃棄物ガス				千m³			千m³			
混合廃材				t			t			
水素				t			t			
アンモニア				t			t			
その他の										
非化石燃料										
小計 ③										
エネルギーの種類			エネルギー使用量			販売されたエネルギーの量			H=D-F (GJ)	二酸化炭素 排出量 (t-CO₂)
			数値 D	単位		数値 F	単位			
熱	他者から 購入した熱	産業用蒸気		GJ			GJ			
		産業用以外の蒸気		GJ			GJ			
		温水		GJ			GJ			
		冷水		GJ			GJ			
		その他		GJ			GJ			
	その他 使用した熱	地熱		GJ			GJ			
		温泉熱		GJ			GJ			
		太陽熱		GJ			GJ			
		雪氷熱		GJ			GJ			
		その他		GJ			GJ			
	小計 ④									
エネルギーの種類			エネルギー使用量			販売されたエネルギーの量			H=D-F (千 kWh)	二酸化炭素 排出量 (t-CO₂)
			数値 D	単位		数値 F	単位			
電気	電気事業者からの売電		3,903	千 kWh			千 kWh		3,903	2,095.9
	上記以外の 買電	オフサイト型 PPA		千 kWh			千 kWh			
		自己託送（非燃料由来 の非化石電気）		千 kWh			千 kWh			
		上記以外の自己託送		千 kWh			千 kWh			
		その他		千 kWh			千 kWh			
	自家発電	太陽光		千 kWh			千 kWh			
		風力		千 kWh			千 kWh			
		地熱		千 kWh			千 kWh			
		水力		千 kWh			千 kWh			
		その他（非燃料由来の 非化石）		千 kWh			千 kWh			
		その他		千 kWh			千 kWh			
小計 ⑤										2,095.9
合計 (t-CO₂) ⑥=①+②+③+④+⑤										4,183.2

電気事業者・排出係数 (t-CO₂/kWh)： 中国電力 (株) 0.000520

基礎排出係数を使用してください。

エネルギーの種類		エネルギー使用量			販売されたエネルギーの量			H=E-G (GJ)	二酸化炭素 排出量 (t-CO ₂)
		数値 D	単位	熱量(GJ) E=D×C	数値 F	単位	熱量(GJ) G=F×C		
化石燃料	原油（コンデンセートを除く。）		kl			kl			
	原油のうちコンデンセート(NGL)		kl			kl			
	揮発油（ガソリン）		kl			kl			
	ナフサ		kl			kl			
	ジェット燃料油		kl			kl			
	灯油		kl			kl			
	軽油		kl			kl			
	A 重油		kl			kl			
	B・C 重油		kl			kl			
	石油アスファルト		t			t			
	石油コークス		t			t			
	石油ガス	液化石油ガス(LPG)	t			t			
		石油系炭化水素ガス	千m ³			千m ³			
	可燃性天然ガス	液化天然ガス(LNG)	t			t			
		その他可燃性天然ガス	千m ³			千m ³			
	石炭	輸入原料炭	t			t			
		コークス用原料炭	t			t			
		吹込用原料炭	t			t			
		輸入一般炭	t			t			
		国産一般炭	t			t			
		輸入無煙炭	t			t			
	石炭コークス		t			t			
	コールタール		t			t			
	コークス炉ガス		千m ³			千m ³			
	高炉ガス		千m ³			千m ³			
	発電用高炉ガス		千m ³			千m ³			
	転炉ガス		千m ³			千m ³			
	その他の化石燃料								
	小計 ①								
		エネルギー使用量			販売されたエネルギーの量			H=D-F (千m ³)	二酸化炭素 排出量 (t-CO ₂)
		数値 D	単位		数値 F	単位			
	都市ガス	50.4	千m ³			千m ³		50.4	115.6
	小計 ②								
	115.6								
非化石燃料		エネルギー使用量			販売されたエネルギーの量			H=E-G (GJ)	二酸化炭素 排出量 (t-CO ₂)
		数値 D	単位	熱量(GJ) E=D×C	数値 F	単位	熱量(GJ) G=F×C		
	黒液		t			t			
	木材		t			t			
	木質廃材		t			t			
	バイオエタノール		kl			kl			
	バイオディーゼル		kl			kl			
	バイオガス		千m ³			千m ³			
	その他バイオマス		t			t			

	RDF		t			t			
	RPF		t			t			
	廃タイヤ		t			t			
	廃プラスチック		t			t			
	廃油		kl			kl			
	廃棄物ガス		千m³			千m³			
	混合廃材		t			t			
	水素		t			t			
	アンモニア		t			t			
	その他の 非化石燃料								
小計 ③									

エネルギーの種類			エネルギー使用量			販売されたエネルギーの量			H=D-F (GJ)	二酸化炭素 排出量 (t-CO ₂)	
			数値 D	単位		数値 F	単位				
熱	他者から 購入した熱	産業用蒸気			GJ			GJ			
		産業用以外の蒸気			GJ			GJ			
		温水			GJ			GJ			
		冷水			GJ			GJ			
		その他			GJ			GJ			
	その他 使用した熱	地熱			GJ			GJ			
		温泉熱			GJ			GJ			
		太陽熱			GJ			GJ			
		雪氷熱			GJ			GJ			
		その他			GJ			GJ			
小計 ④											

エネルギーの種類			エネルギー使用量			販売されたエネルギーの量			H=D-F (千 kWh)	二酸化炭素 排出量 (t-CO ₂)
			数値 D	単位		数値 F	単位			
電気	電気事業者からの売電		284	千 kWh			千 kWh		284	105.1
	上記以外の 買電	オフサイト型 PPA		千 kWh			千 kWh			
		自己託送（非燃料由来 の非化石電気）		千 kWh			千 kWh			
		上記以外の自己託送		千 kWh			千 kWh			
		その他		千 kWh			千 kWh			
	自家発電	太陽光		千 kWh			千 kWh			
		風力		千 kWh			千 kWh			
		地熱		千 kWh			千 kWh			
		水力		千 kWh			千 kWh			
		その他（非燃料由来の 非化石）		千 kWh			千 kWh			
		その他		千 kWh			千 kWh			
	小計 ⑤									105.1
	合計 (t-CO ₂) ⑥=①+②+③+④+⑤									220.7

電気事業者・排出係数 (t-CO₂/kWh)： 四国電力 (株) 0.000464

基礎排出係数を使用してください。

【別表5】 (令和6年度) 香川株式会社

事業所名		自動車 エネルギー使用量・台数														
		ガソリン (kL)			軽油 (kL)			LPG (t)			都市ガス (CNG) (千m³)			その他 () ()		
各エネルギー使用量を、原則として 排出係数の有効桁数以上の有効桁数 で記入してください。																
		台数(台)			台数(台)			台数(台)			台数(台)					
		総台数			軽自動車 除く			総台数			軽自動車 除く			総台数 軽自動車 除く		
		除く			数	除く										
1	丸亀工場	55.2	29	27	69.5	18	18									
2	小豆島工場	30.6	17	16	28.4	7	7									
3	高松本社	6.32	14	11				7.26	4	4	0.466	1	1			
合 計		92.12	60	54	97.9	25	25	7.26	4	4	0.47	1	1			

エネルギーの種類	エネルギー使用量			単位発熱量		二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)
	数値 A	単位	熱量 (GJ) B = A × C	数値 C	単位	
ガソリン	92.12	kL	3,076.81	33.4	GJ/kL	210.97
軽油	97.9	kL	3,720.20	38.0	GJ/kL	256.45
LPG	7.26	t	363.73	50.1		21.74
都市ガス (CNG)	0.47	千m ³		2.67	t-CO ₂ /千m ³	1.07
合計						490.22

※ LPGの液体密度は、一般に0.50～0.60 kg/lですが、デフォルト値として0.56 kg/lを用いても構いません。

(数値把握の方法)

- ☒ 燃料法 (直接、燃料使用量を把握する方法) によるもの
☐ 燃費法 (車両の燃費と走行距離により燃料使用量を把握する方法) によるもの
☐ その他の方法 ()

集計表

区 分		年度 (t-CO ₂)
エネルギー起源二酸化炭素の排出量 (別表2又は別表5の二酸化炭素排出量合計値の小数点以下の数字を切り捨てる。)		16,672
自動車排出の使用に伴って発生する二酸化炭素		490
エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出量		347
エネルギー起源二酸化炭素以外の二酸化炭素		333
メタン		12
一酸化二窒素		2.2
各温室効果ガスの算定に用いる排出係数の有効桁数以上の有効桁数で記入してください。		
合計		17,509

第9章 地球温暖化対策実施状況報告書の記入要領

第28号様式（第65条関係）

地球温暖化対策実施状況報告書

記入例

令和7年 7月12日

香川県知事 殿

報告者

住所

〒760-8570

高松市番町四丁目1-10

名称

香川株式会社

代表取締役社長 香川 太郎

報告者は代表者です。報告手続きを代理人に委任する場合は、委任されていることを証する書類（任意様式、押印不要）を添付してください。

香川県生活環境の保全に関する条例第94条第5項の規定により、地球温暖化対策計画に記載した事項の実施状況について、次のとおり報告します。

事業者の主たる業種	18 プラスチック製品製造業
事業者の種類	☒ 香川県生活環境の保全に関する条例施行規則第64条第1号に該当する事業者 ☐ 香川県生活環境の保全に関する条例施行規則第64条第2号に該当する事業者
事業の概要	主に、プラスチック製品の製造及び卸売りを行っており、県内に2営業所の出店を行っている。
事業所の名称及び所在地	別紙1のとおり
地球温暖化対策計画に記載した事項の実施状況	様式2のとおり
実施状況の公表予定年月日	令和7年 7月12日
実施状況の公表の方法	事業所に備えて一般の閲覧に供する。 公表場所：弊社高松本社
連絡先	担当部署 環境推進室環境対策グループ 担当者 香川 緑 電話番号 087-831-0000 FAX番号 087-831-0001 電子メールアドレス kankyou@kagawa.co.jp

「事業所に備えて一般の閲覧に供する。」とした場合の公表場所は、別紙1の事業所のうち1以上の事業所とし、その名称は別紙1の名称と同じ名称を記載します。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別紙1、別表5、別表6は
第8章を参照

※この記入例は、原単位を基準とした目標削減率を設定している場合のものです。

(様式2)

地球温暖化対策計画に記載した事項の実施状況

記入例

実施期間		令和6年度					
温室効果ガスの排出の抑制等のために実施した措置の内容		1 蒸気配管の保温材の更新、バルブ・フランジに保温カバーを取り付け（丸亀工場） 2 従業員に対する地球温暖化防止に関する研修（年間2回） 5月10日 100人受講 11月15日 50人受講					
温室効果ガスの排出の量の削減実績	温室効果ガスの吸収等	区 分			実施年度（令和6年度）		
					二酸化炭素換算（t）		
		☑ 森林の整備等			10 t-CO ₂		
		☐ 経済的手法の活用			t-CO ₂		
		グリーン電力証書の購入			t-CO ₂		
		グリーン熱証書の購入			t-CO ₂		
		オフセット・クレジットの購入			t-CO ₂		
		国内クレジットの購入			t-CO ₂		
		J-クレジットの購入			t-CO ₂		
	非化石証書の購入			t-CO ₂			
	合 計			① 10 t-CO ₂			
	温室効果ガスの排出の抑制	区 分	基準年度 （令和3年度）	目標年度 （令和6年度）	対基準 年度比 （%）	実施年度 （令和6年度）	対基準 年度比 （%）
		温室効果ガス 排出量	（二酸化炭素換算（t））② 18,230 t-CO ₂	（二酸化炭素換算（t）） 16,700 t-CO ₂	91.6	（二酸化炭素換算（t））③ 17,509 t-CO ₂	96.0
		☐ 差引排出量 A	（二酸化炭素換算（t））② 18,230 t-CO ₂	（二酸化炭素換算（t）） 16,700 t-CO ₂	91.6	（二酸化炭素換算（t））③-① 17,499 t-CO ₂	96.0
		☑ 原単位排出量 A／B	0.55 t-CO ₂ /百万円	0.45 t-CO ₂ /百万円	81.8	0.54 t-CO ₂ /百万円	98.2
		温室効果ガス排出 量と密接な関係を 持つ値 B	33,000百万円 （生産額）	37,000百万円 （生産額）	112.1	32,000百万円 （生産額）	97.0
	排出量等の 増減理由	〇〇設備を高効率型の設備に更新するなどの取組みを行ったものの、設備トラブルが続いて不良品が多く発生し、生産額が目標額に届かず目標を達成できなかった。 なお、排出係数が下がったことから、総排出量は減少した。					
特記事項		地域住民等との植林活動 地域住民100名と〇〇山において植林活動を実施					

(注)

- 「基準年度」欄及び「目標年度」欄には、地球温暖化対策計画書（当該計画書を変更した場合にあっては、変更後の地球温暖化対策計画書）に記載した数値を転記すること。
- 「温室効果ガスの吸収等」欄については、これらの措置を実施したときは該当する□にレ印を記入し、「二酸化炭素換算(t)」欄に値を記入すること。
- 「排出量等の増減理由」欄については、実施年度の数値が基準年度の数値よりも増加・減少した理由（計画期間の最終年度に係る報告にあっては、削減目標が達成できた・達成できなかった理由を含む。）を記入すること。
- 「特記事項」欄には、「温室効果ガスの排出の抑制等のために実施した措置の内容」欄に記載したもののほか、地球温暖化の防止のために取り組んだこと等を記入すること。

※この記入例は、別表2で報告を行う特定事業者の方を想定しています。

記入例

【別表2】 (令和6年度) 香川株式会社 丸亀工場 (※ 小豆島工場、高松本社の記載例は省略)

エネルギーの種類		エネルギー使用量			販売されたエネルギーの量			H=E-G (GJ)	二酸化炭素 排出量 (t-CO ₂)
		数値 D	単位	熱量(GJ) E=D×C	数値 F	単位	熱量(GJ) G=F×C		
燃 料	原油（コンデンセートを除く。）		kl			kl		排出係数を見直しています（別表3参照）。 二酸化炭素排出量を、原則として排出係数の有効桁数以上の有効桁数で記入してください。	
	原油のうちコンデンセート（NGL）		kl			kl			
	揮発油（ガソリン）					kl			
	ナフサ								
	灯油	22.5	kl					821	56.3
	軽油		kl						
	A 重油	1,423	kl	58				55,355	3,917.3
	B・C 重油	77	kl					3,219	238.4
	石油アスファルト		t						
	石油コークス		t						
	石油ガス	液化石油ガス（LPG）	262					13,126	784.5
		石油系炭化水素ガス		千m ³					
	可燃性天然ガス	液化天然ガス（LNG）		t					
	天然ガス	その他可燃性天然ガス		千m ³					
	石炭	原料炭（輸入、コークス用、吹込用）						6,734	600.0
		一般炭（輸入、国産）							
		無煙炭							
	石炭コークス								
	コールタール		t			t			
	コークス炉ガス		千m ³			千m ³			
	高炉ガス		千m ³			千m ³			
	転炉ガス		千m ³			千m ³			
	その他の燃料								
小計 ①								5,596.5	
都市ガス	エネルギー使用量			販売されたエネルギーの量			H=D-F (千m ³)	二酸化炭素 排出量 (t-CO ₂)	
	数値 D	単位		数値 F	単位				
都市ガス		千m ³			千m ³				
小計 ②									
熱	エネルギー使用量			販売されたエネルギーの量			H=D-F (GJ)	二酸化炭素 排出量 (t-CO ₂)	
	数値 D	単位		数値 F	単位				
	産業用蒸気	30,500	GJ		GJ		30,500	1,994.7	
	産業用以外の蒸気		GJ		GJ				
	温水	8,990	GJ		GJ		8,990	512.4	
	冷水		GJ		GJ				
小計 ③								2,507.1	
エネルギーの種類		数値 D	単位		数値 F	単位		H=D-F (千kWh)	二酸化炭素 排出量

各エネルギー使用量を、原則として排出係数の有効桁数以上の有効桁数で記入してください。

発熱量を見直しています (別表1参照)。

ガス会社からの使用量が“m³ (立方メートル)”で表示されている場合、“t (トン)”に換算する必要があります。換算係数は、ガス会社により異なりますので、ガス会社に確認の上、換算します。不明な場合は、以下の数値を用いることができます。

プロパン	1m ³	1/502[t]
ブタン	1m ³	1/355[t]
プロパン・ブタンの混合	1m ³	1/458[t]

省エネ法改正により見直し

記入の際には、該当する名称に変更できます。その際、エネルギーの種類ごとに該当する熱量と排出係数を選定してください。複数該当する場合は、「その他の燃料」の欄をご利用ください。

都市ガスの計算方法を見直しています。

									(t-CO ₂)
電 気	一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路を介して供給された電気	昼間買電	8,421	千 kWh				8,421	3,115.8
		夜間買電	1,168	千 kWh				1,168	432.2
	その他	上記以外の買電		千 kWh					
		自家発電	(2,625)	千 kWh			千 kWh		
	小計 ④								
合計 (t-CO ₂) ⑤=①+②+③+④									11,651.5

「昼間買電」には8時から22時までに使用した電力量を、「夜間買電」には22時から翌日8時までに使用した電力量を記載します。なお、昼夜間の区別ができない場合は、すべての使用量を昼間の使用量として計上します。

「昼間買電」には8時から22時までに使用した電力量を、「夜間買電」には22時から翌日8時までに使用した電力量を記載します。なお、昼夜間の区別ができない場合は、すべての使用量を昼間の使用量として計上します。

電気事業者・排出係数 (t-CO₂/kWh) : 四国電力 (株) 0.000464

基礎排出係数を使用してください。

第10章 参考資料

1 日本標準産業分類（令和5年7月告示）の中分類

2 規則様式

- | | | |
|-----|--------|----------------|
| （1） | 第26号様式 | 地球温暖化対策計画書 |
| （2） | 第27号様式 | 地球温暖化対策計画変更届出書 |
| （3） | 第28号様式 | 地球温暖化対策実施状況報告書 |

3 指針様式

- | | | |
|-----|-------|-------------------------|
| （1） | 指針様式1 | 温室効果ガスの排出の抑制等に関する目標及び措置 |
| （2） | 指針様式2 | 地球温暖化対策計画に記載した事項の実施状況 |

4 指針別表

- | | | |
|-----|-------|------------------------------|
| （1） | 指針別表1 | 原油換算エネルギー使用量の算定 |
| （2） | 指針別表2 | エネルギー起源二酸化炭素の排出量（※） |
| （3） | 指針別表3 | エネルギーの種類ごとの排出係数 |
| （4） | 指針別表4 | 温室効果ガスの種類ごとの地球温暖化係数 |
| （5） | 指針別表5 | 自動車の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量及び集計表 |
| （6） | 指針別表6 | エネルギー起源二酸化炭素の排出量 |

（※）地球温暖化対策計画書の報告期限が令和5年7月31日以前である特定事業者が対象

日本標準産業分類（令和５年７月告示）の中分類

01	農業
02	林業
03	漁業（水産養殖業を除く）
04	水産養殖業
05	鉱業、採石業、砂利採取業
06	総合工事業
07	職別工事業（設備工事業を除く）
08	設備工事業
09	食料品製造業
10	飲料・たばこ・飼料製造業
11	繊維工業
12	木材・木製品製造業（家具を除く）
13	家具・装備品製造業
14	パルプ・紙・紙加工品製造業
15	印刷・同関連業
16	化学工業
17	石油製品・石炭製品製造業
18	プラスチック製品製造業
19	ゴム製品製造業
20	なめし革・同製品・毛皮製造業
21	窯業・土石製品製造業
22	鉄鋼業
23	非鉄金属製造業
24	金属製品製造業
25	はん用機械器具製造業
26	生産用機械器具製造業
27	業務用機械器具製造業
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電気機械器具製造業
30	情報通信機械器具製造業
31	輸送用機械器具製造業
32	その他の製造業
33	電気業
34	ガス業
35	熱供給業
36	水道業
37	通信業
38	放送業
39	情報サービス業
40	インターネット附随サービス業
41	映像・音声・文字情報制作業
42	鉄道業
43	道路旅客運送業
44	道路貨物運送業
45	水運業
46	航空運輸業
47	倉庫業
48	運輸に附帯するサービス業
49	郵便業（信書便事業を含む）
50	各種商品卸売業

51	繊維・衣服等卸売業
52	飲食料品卸売業
53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
54	機械器具卸売業
55	その他の卸売業
56	各種商品小売業
57	織物・衣服・身の回り品小売業
58	飲食料品小売業
59	機械器具小売業
60	その他の小売業
61	無店舗小売業
62	銀行業
63	協同組織金融業
64	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関
65	金融商品取引業、商品先物取引業
66	補助的金融業等
67	保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
68	不動産取引業
69	不動産賃貸業・管理業
70	物品賃貸業
71	学術・開発研究機関
72	専門サービス業（他に分類されないもの）
73	広告業
74	技術サービス業（他に分類されないもの）
75	宿泊業
76	飲食店
77	持ち帰り・配達飲食サービス業
78	洗濯・理容・美容・浴場業
79	その他の生活関連サービス業
80	娯楽業
81	学校教育
82	その他の教育・学習支援業
83	医療業
84	保健衛生
85	社会保険・社会福祉・介護事業
86	郵便局
87	協同組合（他に分類されないもの）
88	廃棄物処理業
89	自動車整備業
90	機械等修理業
91	職業紹介・労働者派遣業
92	その他の事業サービス業
93	政治・経済・文化団体
94	宗教
95	その他のサービス業
96	外国公務
97	国家公務
98	地方公務
99	分類不能の産業

地 球 温 暖 化 対 策 計 画 書

年 月 日

香 川 県 知 事 殿

提 出 者
住 所

名 称

香川県生活環境の保全に関する条例第94条第1項の規定により、地球温暖化対策計画を作成したので、次のとおり提出します。

事業者の主たる業種	
事業者の種類	☐ 香川県生活環境の保全に関する条例施行規則第64条第1号に該当する事業者 ☐ 香川県生活環境の保全に関する条例施行規則第64条第2号に該当する事業者
事業の概要	
事業所の名称及び所在地	
温室効果ガスの排出の抑制等に関する目標	
温室効果ガスの排出の抑制等に関する事項	
計画期間	年 度 ～ 年 度
計画の公表予定年月日	年 月 日
計画の公表の方法	
連絡先	担当部署 担当者 電話番号 F A X 番号 電子メールアドレス

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

地球温暖化対策計画変更届出書

年 月 日

香 川 県 知 事 殿

届 出 者
住 所

名 称

地球温暖化対策計画を変更したので、香川県生活環境の保全に関する条例第94条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

事 業 者 の 主 た る 業 種		
事 業 所 の 名 称 及 び 所 在 地		
変 更 の 内 容	変更前	変更後
計 画 変 更 年 月 日	年 月 日	
変更後の計画の公表予定年月日	年 月 日	
変 更 後 の 計 画 の 公 表 の 方 法		
連 絡 先	担当部署 担当者 電話番号 F A X 番 号 電子メールアドレス	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

地球温暖化対策実施状況報告書

年 月 日

香 川 県 知 事 殿

報告者
住 所
名 称

香川県生活環境の保全に関する条例第94条第5項の規定により、地球温暖化対策計画に記載した事項の実施状況について、次のとおり報告します。

事業者の主たる業種	
事業者の種類	☐ 香川県生活環境の保全に関する条例施行規則第64条第1号に該当する事業者 ☐ 香川県生活環境の保全に関する条例施行規則第64条第2号に該当する事業者
事業の概要	
事業所の名称及び所在地	
地球温暖化対策計画に記載した事項の実施状況	
実施状況の公表予定年月日	年 月 日
実施状況の公表の方法	
連絡先	担当部署 担当者 電話番号 F A X 番号 電子メールアドレス

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

温室効果ガスの排出の抑制等に関する目標及び措置

計画期間		年度～ 年度			
温室効果ガスの排出の抑制等に関する事項	年度	措置の内容			
温室効果ガスの排出の抑制等に関する目標	温室効果ガスの吸収等	区 分		目標年度 (年度)	
				二酸化炭素換算(t)	
		☐ 森林の整備等		t-CO ₂	
		☐ 経済的手法の活用		t-CO ₂	
		グリーン電力証書の購入		t-CO ₂	
		グリーン熱証書の購入		t-CO ₂	
		オフセット・クレジットの購入		t-CO ₂	
		国内クレジットの購入		t-CO ₂	
		J-クレジットの購入		t-CO ₂	
	非化石証書の購入		t-CO ₂		
	合 計		① t-CO ₂		
	温室効果ガスの排出の抑制	区 分	基準年度 (年度)	目標年度 (年度)	対基準 年度比 (%)
		温室効果ガス 排出量	(二酸化炭素換算(t)) ② t-CO ₂	(二酸化炭素換算(t)) ③ t-CO ₂	
		☐ 差引排出量 A	(二酸化炭素換算(t)) ② t-CO ₂	(二酸化炭素換算(t)) ③-① t-CO ₂	
		☐ 原単位排出量 A/B			
温室効果ガス排出 量と密接な関係を持 つ値 B					
目標設定に 関する説明					
特記事項					

(注)

- 「基準年度」は計画年度の初年度の前年度とし、「目標年度」は計画期間の最終年度とすること。
- 「温室効果ガスの吸収等」欄については、これらの措置を実施するときは該当する□にレ印を記入し、「二酸化炭素換算(t)」欄に値を記入すること。
- 「温室効果ガスの排出の抑制」欄については、削減目標を立てるに当たって指標とするものを「区分」の欄のいずれか選択し、該当する□にレ印を記入すること。この場合において、「原単位排出量A/B」を選択した場合においても「差引排出量 A」の値は記入すること。
- 「目標設定に関する説明」欄には、目標年度における温室効果ガス排出量（原単位排出量）を設定するにあたっての前提条件や、想定した削減策等、どのような考えに基づき温室効果ガスの排出量の抑制等に関する削減目標を設定したのかを記入すること。
- 「特記事項」欄には、「温室効果ガスの排出の抑制等に関する事項」の実施する年度毎に記入したもののほか、地球温暖化の防止のために取り組むこと等を記入すること。

地球温暖化対策計画に記載した事項の実施状況

実施期間		年度					
温室効果ガスの排出の抑制等のために実施した措置の内容							
温室効果ガスの排出の量の削減実績	温室効果ガスの吸収等	区 分			実施年度 (年度)		
					二酸化炭素換算(t)		
		☐ 森林の整備等			t-CO ₂		
		☐ 経済的手法の活用			t-CO ₂		
		グリーン電力証書の購入			t-CO ₂		
		グリーン熱証書の購入			t-CO ₂		
		オフセット・クレジットの購入			t-CO ₂		
		国内クレジットの購入			t-CO ₂		
		J-クレジットの購入			t-CO ₂		
	非化石証書の購入			t-CO ₂			
	合 計			① t-CO ₂			
	温室効果ガスの排出の抑制	区 分	基準年度 (年度)	目標年度 (年度)	対基準 年度比 (%)	実施年度 (年度)	対基準 年度比 (%)
		温室効果ガス 排出量	(二酸化炭素換算(t)) ② t-CO ₂	(二酸化炭素換算(t)) t-CO ₂		(二酸化炭素換算(t)) ③ t-CO ₂	
		☐ 差引排出量 A	(二酸化炭素換算(t)) ② t-CO ₂	(二酸化炭素換算(t)) t-CO ₂		(二酸化炭素換算(t)) ③-① t-CO ₂	
		☐ 原単位排出量 A/B					
温室効果ガス排出 量と密接な関係を 持つ値 B							
排出量等の 増減理由							
特記事項							

(注)

- 「基準年度」欄及び「目標年度」欄には、地球温暖化対策計画書（当該計画書を変更した場合にあっては、変更後の地球温暖化対策計画書）に記入した数値を転記すること。
- 「温室効果ガスの吸収等」欄については、これらの措置を実施したときは該当する□にレ印を記入し、「二酸化炭素換算(t)」欄に値を記入すること。
- 「排出量等の増減理由」欄については、実施年度の数値が基準年度の数値よりも増加・減少した理由（計画期間の最終年度に係る報告にあっては、削減目標が達成できた・達成できなかった理由を含む。）を記入すること。
- 「特記事項」欄には、「温室効果ガスの排出の抑制等のために実施した措置の内容」欄に記入したもののほかに、地球温暖化の防止のために取り組んだこと等を記入すること。

【別表1】

エネルギーの種類		エネルギー使用量			単位発熱量	
		数値 A	単位	熱量 (GJ) B = A × C	数値 C	単位
化石燃料	原油（コンデンセートを除く。）		kl		38.3	GJ/kl
	原油のうちコンデンセート(NGL)		kl		34.8	GJ/kl
	揮発油（ガソリン）		kl		33.4	GJ/kl
	ナフサ		kl		33.3	GJ/kl
	ジェット燃料油		kl		36.3	GJ/kl
	灯油		kl		36.5	GJ/kl
	軽油		kl		38.0	GJ/kl
	A 重油		kl		38.9	GJ/kl
	B・C 重油		kl		41.8	GJ/kl
	石油アスファルト		t		40.0	GJ/ t
	石油コークス		t		34.1	GJ/ t
	石油ガス	液化石油ガス(LPG)	t		50.1	GJ/ t
		石油系炭化水素ガス	千m ³		46.1	GJ/千m ³
	可燃性天然ガス	液化天然ガス(LNG)	t		54.7	GJ/ t
		その他可燃性天然ガス	千m ³		38.4	GJ/千m ³
	石炭	輸入原料炭	t		28.7	GJ/ t
		コークス用原料炭	t		28.9	GJ/ t
		吹込用原料炭	t		28.3	GJ/ t
		輸入一般炭	t		26.1	GJ/ t
		国産一般炭	t		24.2	GJ/ t
		輸入無煙炭	t		27.8	GJ/ t
	石炭コークス		t		29.0	GJ/ t
	コールタール		t		37.3	GJ/ t
	コークス炉ガス		千m ³		18.4	GJ/千m ³
	高炉ガス		千m ³		3.23	GJ/千m ³
	発電用高炉ガス		千m ³		3.45	GJ/千m ³
	転炉ガス		千m ³		7.53	GJ/千m ³
	都市ガス		千m ³		46.0	GJ/千m ³
	その他の化石燃料					
	小計 ①					
非化石燃料	黒液		t		13.6	GJ/ t
	木材		t		13.2	GJ/ t
	木質廃材		t		17.1	GJ/ t
	バイオエタノール		kl		23.4	GJ/kl
	バイオディーゼル		kl		35.6	GJ/kl
	バイオガス		千m ³		21.2	GJ/千m ³
	その他バイオマス		t		13.2	GJ/ t
	RDF		t		18.0	GJ/ t
	RPF		t		26.9	GJ/ t
	廃タイヤ		t		33.2	GJ/ t
	廃プラスチック		t		29.3	GJ/ t
	廃油		kl		40.2	GJ/kl
	廃棄物ガス		千m ³		21.2	GJ/千m ³
	混合廃材		t		17.1	GJ/ t

	水素			t		142.0	GJ/ t	
	アンモニア			t		22.5	GJ/ t	
	その他の 非化石燃料							
小計 ②								
熱	他者から 購入した熱	産業用蒸気			GJ		1.17	GJ/GJ
		産業用以外の蒸気			GJ		1.19	GJ/GJ
		温水			GJ		1.19	GJ/GJ
		冷水			GJ		1.19	GJ/GJ
		その他			GJ			
	その他 使用した熱	地熱			GJ		—	
		温泉熱			GJ		—	
		太陽熱			GJ		—	
		雪氷熱			GJ		—	
		その他			GJ			
	小計 ③							
電 気	電気事業者からの買電			千 kWh		8.64	GJ/千 kWh	
	上 記 以 外 の 買 電	オフサイト型 PPA			千 kWh		3.6	GJ/千 kWh
		自己託送（非燃料由来の 非化石電気）			千 kWh		3.6	GJ/千 kWh
		上記以外の自己託送			千 kWh		8.64	GJ/千 kWh
		その他			千 kWh			
	自家発電	太陽光			千 kWh		3.6	GJ/千 kWh
		風力			千 kWh		3.6	GJ/千 kWh
		地熱			千 kWh		3.6	GJ/千 kWh
		水力			千 kWh		3.6	GJ/千 kWh
		その他（非燃料由来の非 化石）			千 kWh		3.6	GJ/千 kWh
小計 ④								
合計(GJ) ⑤=①+②+③+④								

原油換算エネルギー使用量 (kl) ⑥=⑤×0.0258	
------------------------------	--

備考 この表の換算係数（都市ガス、産業用蒸気、産業用以外の蒸気、温水及び冷水に係るものに限る。以下この表において同じ。）に相当する係数で当該燃焼の発熱の程度を示すものとして適切と認められるものを求めることができるときは、この表の換算係数に代えて当該係数を用いることができる。

【別表2】

エネルギーの種類		エネルギー使用量			販売されたエネルギーの量			H=E-G (GJ)	二酸化炭素 排出量 (t-CO ₂)	
		数値 D	単位	熱量(GJ) E=D×C	数値 F	単位	熱量(GJ) G=F×C			
燃 料	原油（コンデンセートを除く。）			kl			kl			
	原油のうちコンデンセート（NGL）			kl			kl			
	揮発油（ガソリン）			kl			kl			
	ナフサ			kl			kl			
	灯油			kl			kl			
	軽油			kl			kl			
	A 重油			kl			kl			
	B・C 重油			kl			kl			
	石油アスファルト			t			t			
	石油コークス			t			t			
	石油ガス	液化石油ガス(LPG)		t			t			
		石油系炭化水素ガス		千m ³			千m ³			
	可燃性 天然ガス	液化天然ガス(LNG)		t			t			
		その他可燃性天然ガス		千m ³			千m ³			
	石炭	原料炭(輸入、コークス用、吹込用)		t			t			
		一般炭(輸入、国産)		t			t			
		無煙炭		t			t			
	石炭コークス			t			t			
	コールタール			t			t			
	コークス炉ガス			千m ³			千m ³			
	高炉ガス			千m ³			千m ³			
	転炉ガス			千m ³			千m ³			
	その他の燃料									
小計 ①										
		エネルギー使用量			販売されたエネルギーの量			H=D-F (千 m ³)	二酸化炭素排 出量 (t-CO ₂)	
		数値 D	単位		数値 F	単位				
都市ガス			千m ³			千m ³				
小計 ②										
熱			エネルギー使用量			販売されたエネルギーの量			H=D-F (GJ)	二酸化炭素排 出量 (t-CO ₂)
			数値 D	単位		数値 F	単位			
	産業用蒸気			GJ			GJ			
	産業用以外の蒸気			GJ			GJ			
	温水			GJ			GJ			
	冷水			GJ			GJ			
	小計 ③									
エネルギーの種類		数値 D	単位		数値 F	単位		H=D-F (千 kWh)	二酸化炭素 排出量 (t-CO ₂)	

電 気	一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路を介して供給された電気		昼間買電		千 kWh			千 kWh		
			夜間買電		千 kWh			千 kWh		
	その他	上記以外の買電			千 kWh			千 kWh		
		自家発電			千 kWh			千 kWh		
	小計 ④									
合計 (t-CO ₂) ⑤=①+②+③+④										

備考 別表 1 の換算係数に相当する係数で当該燃焼の発熱の程度を示すものとして適切と認められるものを求めることができるときは、別表 1 の換算係数に代えて当該係数を用いることができる。

【別表3】

エネルギーの種類			排出係数	
			数値	単位
化石燃料	原油（コンデンセートを除く。）		0.0190	t-C/GJ
	原油のうちコンデンセート（NGL）		0.0183	t-C/GJ
	揮発油（ガソリン）		0.0187	t-C/GJ
	ナフサ		0.0186	t-C/GJ
	ジェット燃料油		0.0186	t-C/GJ
	灯油		0.0187	t-C/GJ
	軽油		0.0188	t-C/GJ
	A重油		0.0193	t-C/GJ
	B・C重油		0.0202	t-C/GJ
	石油アスファルト		0.0204	t-C/GJ
	石油コークス		0.0245	t-C/GJ
	石油ガス	液化石油ガス（LPG）	0.0163	t-C/GJ
		石油系炭化水素ガス	0.0144	t-C/GJ
	可燃性天然ガス	液化天然ガス（LNG）	0.0139	t-C/GJ
		その他の可燃性天然ガス	0.0139	t-C/GJ
	石炭	輸入原料炭	0.0246	t-C/GJ
		コークス用原料炭	0.0245	t-C/GJ
		吹込用原料炭	0.0251	t-C/GJ
		輸入一般炭	0.0243	t-C/GJ
		国産一般炭	0.0242	t-C/GJ
		輸入無煙炭	0.0259	t-C/GJ
	石炭コークス		0.0299	t-C/GJ
	コールタール		0.0209	t-C/GJ
	コークス炉ガス		0.0109	t-C/GJ
	高炉ガス		0.0264	t-C/GJ
	発電用高炉ガス		0.0264	t-C/GJ
	転炉ガス		0.0420	t-C/GJ
	都市ガス			t-C/GJ
非化石燃料	黒液			t-C/GJ
	木材			t-C/GJ
	木質廃材			t-C/GJ
	バイオエタノール			t-C/GJ
	バイオディーゼル			t-C/GJ
	バイオガス			t-C/GJ
	その他バイオマス			t-C/GJ
	RDF		0.0162	t-C/GJ
	RPF		0.0166	t-C/GJ
	廃タイヤ		0.0135	t-C/GJ
	廃プラスチック（一般廃棄物）		0.0257	t-C/GJ
	廃プラスチック（産業廃棄物）		0.0239	t-C/GJ
	廃油（植物性のもの及び動物性のものを除く。）、廃油（植物性のもの及び動物性のものを除く。）から製造された燃料炭化水素油		0.0179	t-C/GJ
	廃棄物ガス			t-C/GJ
	混合廃材			t-C/GJ
	水素			t-C/GJ
	アンモニア			t-C/GJ
熱	産業用蒸気		0.0654	t-CO ₂ /GJ
	産業用以外の蒸気			t-CO ₂ /GJ

	温水		t-CO ₂ /GJ
	冷水		t-CO ₂ /GJ
電気			t-CO ₂ /千 kWh

- 備考 1 この表の係数（都市ガス、熱、電気に係る係数は除く。以下この表において同じ。）に相当する係数で当該温室効果ガスの排出の程度を示すものとして適切と認められるものを求めることができるときは、この表の係数に変えて当該係数を用いることができる。
- 2 都市ガスに係る係数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める係数とする。
- (1) ガス事業者が供給した都市ガスを使用している場合 環境大臣及び経済産業大臣が公表する係数
- (2) 前号の規定により定められた係数を用いて、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量を算定することができない場合 当該二酸化炭素の排出量の実測等に基づき、当該二酸化炭素の排出の程度を示すものとして適切と認められるもの
- (3) 前2号の規定により定められた係数を用いて、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量を算定することができない場合 前2号に掲げる係数に代替するものとして環境大臣及び経済産業大臣が公表する係数
- 3 熱に係る係数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める係数とする。
- (1) 蒸気（産業用のものを除く。）、温水及び冷水 次のイからハまでに掲げる区分に応じ、当該イからハまでに定める係数
- イ 熱供給事業者が供給した熱を使用している場合 環境大臣及び経済産業大臣が公表する係数
- ロ イの規定により定められた係数を用いて、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量を算定することができない場合 当該二酸化炭素の排出量の実測等に基づき、当該二酸化炭素の排出の程度を示すものとして適切と認められるもの
- ハ イ及びロの規定により定められた係数を用いて、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量を算定することができない場合 イ及びロに掲げる係数に代替するものとして環境大臣及び経済産業大臣が公表する係数
- 4 電気に係る係数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める係数とする。
- (1) 電気事業者が供給した電気を使用している場合 環境大臣及び経済産業大臣が公表する係数
- (2) 前号の規定により定められた係数を用いて、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量を算定することができない場合 当該二酸化炭素の排出量の実測等に基づき、当該二酸化炭素の排出の程度を示すものとして適切と認められるもの
- (3) 前2号の規定により定められた係数を用いて、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量を算定することができない場合 前2号に掲げる係数に代替するものとして環境大臣及び経済産業大臣が公表する係数

【別表4】

温室効果ガスの種類			地球温暖化係数
		別名	
1	二酸化炭素 (CO ₂)	—	1
2	メタン (CH ₄)	—	28
3	一酸化二窒素 (N ₂ O)	—	265
4	ハイドロフルオロカーボン (HFC)	—	—
	トリフルオロメタン	HFC-23	12,400
	ジフルオロメタン	HFC-32	677
	フルオロメタン	HFC-41	116
	1・1・1・2-ペンタフルオロエタン	HFC-125	3,170
	1・1・2・2-テトラフルオロエタン	HFC-134	1,120
	1・1・1・2-テトラフルオロエタン	HFC-134a	1,300
	1・1・2-トリフルオロエタン	HFC-143	328
	1・1・1-トリフルオロエタン	HFC-143a	4,800
	1・2-ジフルオロエタン	HFC-152	16
	1・1-ジフルオロエタン	HFC-152a	138
	フルオロエタン	HFC-161	4
	1・1・1・2・3・3-ヘプタフルオロプロパン	HFC-227ea	3,350
	1・1・1・3・3・3-ヘキサフルオロプロパン	HFC-236fa	8,060
	1・1・1・2・3・3-ヘキサフルオロプロパン	HFC-236ea	1,330
	1・1・1・2・2・3-ヘキサフルオロプロパン	HFC-236cb	1,210
	1・1・2・2・3-ペンタフルオロプロパン	HFC-245ca	716
	1・1・1・3・3-ペンタフルオロプロパン	HFC-245fa	858
	1・1・1・3・3-ペンタフルオロブタン	HFC-365mfc	804
	1・1・1・2・3・4・4・5・5・5-デカフルオロペンタン	HFC-43-10mee	1,650
5	パーフルオロカーボン (PFC)	—	—
	パーフルオロメタン	PFC-14	6,630
	パーフルオロエタン	PFC-116	11,100
	パーフルオロプロパン	PFC-218	8,900
	パーフルオロシクロプロパン	PFC-c216	9,200
	パーフルオロブタン	PFC-31-10	9,200
	パーフルオロシクロブタン	PFC-c318	9,540
	パーフルオロペンタン	PFC-41-12	8,550
	パーフルオロヘキサン	PFC-51-14	7,910
	パーフルオロデカリン	PFC-91-18	7,190
6	六ふっ化硫黄 (SF ₆)	—	23,500
7	三ふっ化窒素 (NF ₃)	—	16,100

【別表5】

事業所名		自動車 エネルギー使用量・台数														
		ガソリン (kl)			軽油 (kl)			LPG (t)			都市ガス (CNG) (千m³)		その他 () ()			
			台数(台)			台数(台)			台数(台)			台数(台)			台数 (台)	
			総台数	軽自動車除く		総台数	軽自動車除く		総台数	軽自動車除く		総台数	軽自動車除く		総台数	軽自動車除く
1																
2																
3																
合 計																

エネルギーの種類	エネルギー使用量			単位発熱量		二酸化炭素 排出量 (t-CO ₂)
	数値 A	単位	熱量 (GJ) B=A×C	数値 C	単位	
ガソリン		kl		33.4	GJ/kl	
軽油		kl		38.0	GJ/kl	
LPG		t		50.1	GJ/t	
				排出係数		
				数値 D	単位	
都市ガス (CNG)		千m³			t-CO ₂ /千m³	
合計						

※ LPG の液体密度は、一般に 0.50～0.60 kg/l ですが、デフォルト値として 0.56 kg/l を用いても構いません。

(数値把握の方法)

- ☐ 燃料法 (直接、燃料使用量を把握する方法) によるもの
☐ 燃費法 (車両の燃費と走行距離により燃料使用量を把握する方法) によるもの
☐ その他の方法 ()

集計表

区 分	年度 (t-CO ₂)
エネルギー起源二酸化炭素の排出量 (別表 2 又は別表 6)	
自動車排出の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量 (別表 5)	
エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出量	
合計	

【別表6】

エネルギーの種類		エネルギー使用量			販売されたエネルギーの量			H=E-G (GJ)	二酸化炭素 排出量 (t-CO ₂)
		数値 D	単位	熱量(GJ) E=D×C	数値 F	単位	熱量(GJ) G=F×C		
化石燃料	原油（コンデンセートを除く。）		kl			kl			
	原油のうちコンデンセート(NGL)		kl			kl			
	揮発油（ガソリン）		kl			kl			
	ナフサ		kl			kl			
	ジェット燃料油		kl			kl			
	灯油		kl			kl			
	軽油		kl			kl			
	A 重油		kl			kl			
	B・C 重油		kl			kl			
	石油アスファルト		t			t			
	石油コークス		t			t			
	石油ガス	液化石油ガス(LPG)	t			t			
		石油系炭化水素ガス	千m ³			千m ³			
	可燃性天然ガス	液化天然ガス(LNG)	t			t			
		その他可燃性天然ガス	千m ³			千m ³			
	石炭	輸入原料炭	t			t			
		コークス用原料炭	t			t			
		吹込用原料炭	t			t			
		輸入一般炭	t			t			
		国産一般炭	t			t			
		輸入無煙炭	t			t			
	石炭コークス		t			t			
	コールタール		t			t			
	コークス炉ガス		千m ³			千m ³			
	高炉ガス		千m ³			千m ³			
	発電用高炉ガス		千m ³			千m ³			
	転炉ガス		千m ³			千m ³			
	その他の化石燃料								
	小計 ①								
		エネルギー使用量			販売されたエネルギーの量			H=D-F (千m ³)	二酸化炭素 排出量 (t-CO ₂)
		数値 D	単位		数値 F	単位			
	都市ガス		千m ³			千m ³			
	小計 ②								
非化石燃料		エネルギー使用量			販売されたエネルギーの量			H=E-G (GJ)	二酸化炭素 排出量 (t-CO ₂)
		数値 D	単位	熱量(GJ) E=D×C	数値 F	単位	熱量(GJ) G=F×C		
	黒液		t			t			
	木材		t			t			
	木質廃材		t			t			
	バイオエタノール		kl			kl			
	バイオディーゼル		kl			kl			
	バイオガス		千m ³			千m ³			
	その他バイオマス		t			t			
	RDF		t			t			

RPF				t			t			
廃タイヤ				t			t			
廃プラスチック				t			t			
廃油				kl			kl			
廃棄物ガス				千m³			千m³			
混合廃材				t			t			
水素				t			t			
アンモニア				t			t			
その他の										
非化石燃料										
小計 ③										
エネルギーの種類			エネルギー使用量			販売されたエネルギーの量			H=D-F (GJ)	二酸化炭素 排出量 (t-CO₂)
			数値 D	単位		数値 F	単位			
熱	他者から 購入した熱	産業用蒸気		GJ			GJ			
		産業用以外の蒸気		GJ			GJ			
		温水		GJ			GJ			
		冷水		GJ			GJ			
		その他		GJ			GJ			
	その他 使用した熱	地熱		GJ			GJ			
		温泉熱		GJ			GJ			
		太陽熱		GJ			GJ			
		雪氷熱		GJ			GJ			
		その他		GJ			GJ			
	小計 ④									
	エネルギーの種類			エネルギー使用量			販売されたエネルギーの量			H=D-F (千 kWh)
数値 D				単位		数値 F	単位			
電気	電気事業者からの売電			千 kWh			千 kWh			
	上記以外の 買電	オフサイト型 PPA		千 kWh			千 kWh			
		自己託送（非燃料由来 の非化石電気）		千 kWh			千 kWh			
		上記以外の自己託送		千 kWh			千 kWh			
		その他		千 kWh			千 kWh			
	自家発電	太陽光		千 kWh			千 kWh			
		風力		千 kWh			千 kWh			
		地熱		千 kWh			千 kWh			
		水力		千 kWh			千 kWh			
		その他（非燃料由来の 非化石）		千 kWh			千 kWh			
		その他		千 kWh			千 kWh			
	小計 ⑤									
合計 (t-CO₂) ⑥=①+②+③+④+⑤										

備考 別表1の換算係数に相当する係数で当該燃焼の発熱の程度を示すものとして適切と認められるものを求めることができるときは、別表1の換算係数に代えて当該係数を用いることができる。